

第十九回 参議院大蔵委員会會議録第七号

昭和二十九年二月十八日(木曜日)午後二時六分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君
理事 小林 政夫君
森下 政一君

委員

青柳 秀夫君
木内 四郎君
藤野 繁雄君
山本 米治君
土田 国太郎君
三木 與吉郎君
成瀬 峰治君
野澤 勝君
松永 義雄君
堀木 鎌三君
平林 太一君

政府委員

法務省民事局長 村上 朝一君
大蔵政務次官 植木 庚子郎君
大蔵大臣官房長 石田 正君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
事務局側

説明員

常任委員 木村 常次郎君
会専門員 小田 正義君
常任委員 津田 実君
法務省刑事局長 津田 実君
局総務課長 忠 佐市君
国税庁調査 忠 佐市君
査察部長 忠 佐市君

本日の會議に付した事件
○租税、金融制度及び専売事業等に関する調査の件
(金融問題に関する件)

○委員長(大矢半次郎君) これより第七回の大蔵委員会を開会いたします。本日は、河野大蔵省銀行局長、村上法務省民事局長、竹村徴収部長、忠国税庁調査部長が出席いたしてあります。金融問題、なかんずく臨時金融に関する件を議題といたしまして質疑を行います。

○小林政夫君 前回のときに、今度の取締法案について大体まあ本日もういまでは公表ができるというふうなことであります。一応その投資機関に対する取締法案及び証券法の一部改正、この臨時金融機関に対する取締法案の内容容について説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) 今、小林さんの御要求の法案の問題であります。実はまだ最終的な結論に到達いたしてありません。目下、法制局、法務省、国警その他とまだ若干の点で意見の一致をみておらんのであります。未定稿というところでお聞きとり願いたいと思ひます。従つてその通りになるかどうか、まだ若干の点で疑問がございますので、それをお含みを願ひたいと思ひます。今お話のように、近く御提案申上げたいと思つております。法案は二本の法律になる予定であります。一つは証券取引法の一部を改正する法律案という形になります。もう一つは、これはまだ題名がはつきりきまつておりません

が、不特定多数の者からの出資の受入れの制限並びに預り金の禁止等に関する法律ということになるかと思ひますが、まだ実は、はつきりいたしておらんような次第であります。

先ず証券取引法の一部改正法律のほうから御説明申上げますが、詳細は関係担当の課長が参つておりますので、後はど又御質問によつてお答えいたすことにいたします。

第一は、非常に複雑な条文になつておりますから讀んでみます。「一定の価格による」……これは見出しになつております。「一定の価格による買戻等の表示の禁止」、つまり証券を一定の価格で買戻すというのを表示してはいけないうという条文でございます。

「何人も、特別の法律により設立された法人の発行する出資証券、株券、証券投資信託の受益証券、元本補てんの契約の存しない貸付信託の受益証券等の募集又は不特定且つ多数の者に対する売付(以下売付という。)」というところになつておりますが、「を容易ならしめるため、不特定且つ多数の者に対し、これらの者が当該有価証券を取得した後に於いて、自己又は他人が一定の価格若しくは一定の額以上の価格によりこれを買い付ける旨又は一定の価格若しくは一定の額以上の価格によりこれを売付けけることをあつて旋する旨の表示をし、又はこれらの表示と誤認させる虞のある表示をすることを禁止するものとする。」と、非常にややこしい書き方になつておりますが、

株券とか出資証券、そういったものを発行する、又は募集し或いはこれを売付けるといふようなことをやる者が、これらの証券に対して、後日一定の価格、つまり、例えば額面金額或いは額面金額以上の価格で、これを買戻します、或いは買戻すことを義務付けたまふというふうなことを表示する、或いはそういうことを誤解させるような言い方で以て表示をいたすというふうなことは、本来日貨であるべきものの本質と相反するような属性を与へることを以て一般の大家を誤認せしめる、それによつて出資を集める誘因といふたすといふことは、非常に社会に対して悪い影響を及ぼすといふので、これを禁止するというのが第一点であります。

第二点は、これは見出しは、「一定の利益配当等の表示の禁止」と、こういうことでもありますが、これも条文をちよつと讀んでみますが、「特別の法律によつて読みとみず、」と、特別の法律にありますが、要するに出資証券とか、株券とか、証券投資信託とか、そういうものの受益証券の発行者又は売付けをいたす者、これらの者は、「この有価証券の募集とか売付けを容易ならしめるために、不特定多数の者に対して、この有価証券につき将来一定の期間ごとに一定の額又は一定の額以上の利益、剰余金又は、収益名称のいかににかかわらず、これらと同様の経済的性質を有するものを含む」ということになつておりますが、「これらの利益とか或いは剰余金、収益の配当又は分配が行われる旨の表示を行い、又はこれらの表示と誤認させる虞のある表示をすることを禁ず。」但し、「これらの表示の内容が予想に基くものである旨を併せて明示する場合はこれを除く。」例えば、或る株式を募集いたします場合に、この株をお持ちになれば三カ月ごとに年に二割の配当をいたします、或いは二割以上の配当をいたします、又一カ月ごとに五分の配当をいたしますといふた……年ではございませぬ、五分、つまり百分の五に相当する金額の配当をいたします、こういうふうなことを約束するやうな表示をする、それによつて非常に相手方に誤解を起させるやうなことで、社会に害毒を流す虞があるから、これを禁止する。但し、この但書がついておりますように、あらゆる場合に、将来のその株式等が発行された場合には、その会社の利益から見てこの程度は配当ができるといふたやうなことがあり得ると思ふのです。例えば、或る一般の会社が増資をいたす、増資の株主総会において、恐らくその会社の経理者は、その増資の増資においては恐らく年一割なら一割程度の配当はできるであらうといふたやうなことを、恐らく表示をいたすと思ふのです。そういうふうなことも、正常な取引を却つて阻害するといふことがありますので、今申上げましたやうな但書で、これらの表示を、表示の内容が予想に基くものであるといふことをはつきり併

せて表示をするということにいたしました場合は、これは禁止をするまでのことはあるまいというようなことで、但書をつけたのであります。尤もこの認定はなかに、具体的には必ずかしい問題と思いますが、これらの点につきましても十分解釈においてはつきりした限界を確定して参ることが必要だろうと、かように考へてゐる次第であります。

それからもう一つの法律は、これはいろ／＼な問題が実は難多に繰り返されて一本の法律になつてゐるのであります。この幾つかの問題をここで申し上げますが、第一は出資受入の制限、これはどういふふうな規定になりますかと申しますと、「何人も不特定多数の者に対し、後日出資金の全額若しくは全額以上の金額を返還すべき旨を明示し、若しくは暗黙のうちにこれを示し、又は後日出資金の全額若しくは全額以上の金額の返還がある旨の誤解を生じさせるような仕方を用いて出資の受入をしてはならない。」先ほど申上げました証券取引法の一部改正をいたします法案の、いわゆる株券等、いわゆる有価証券についていろ／＼の誤解を起すような表示を禁止いたしますのと関連のあることであります。こちらに言つておきますのは、有価証券としての形をとつていない、普通の流通性を持つておらない出資を對象といたしてあります。いわゆる元本を補填いたします、或いは元本以上のものを返すという約束を言つておきますやうな疑いを持たせる表示をいたしてありますのは、これは社会に悪い影響を及ぼすから禁止するというのが、第一の点であります。

それから第二は、預り金の禁止であります。これは業として預り金をするにつきまして、「他の法律に特別の規定のあるものを除くほか、何人も業として預り金をしてはならない。」これは、業として預り金をするについて他の法律に特別の規定のあるものといふのは、例えば銀行法、相互銀行法、貯蓄銀行法或いは信用金庫法とか、それらの正規の金融機関として規定いたしておりますものは預り金を業とすることを認められておりますが、そういう特別の規定がない場合におきましては、何人も業として預り金をしてはならない。こういうことを先ず第一に規定いたしております。

その預り金といふのはどういふものかという点につきましては、大体現行の貸金業等の取締に関する法律といふのがござりますが、この第七條に規定いたしておりますものと大体同じような規定であります。具体的に申上げますと、今申上げた預り金とは不特定多数の者からの金銭の受入で、預金、貯金、定期積金、借入金その他何らの名義を以てするを問はず、これらと同様の経済的性質を有するものをいい、商法の規定により発行される社債及び特別の法律の規定により法人の発行する債券による金銭の受入で、法定の限度を超えないものは除く。預金或いは貯金或いは借入金といつたような、どんな名称をも問はず、不特定多数の者から貸借の形で資金を受入れる。そういうものがすべて預り金としてこれを抑へてゐる。但し社債等商法の規定によつて発行されておりますものは、これは性質上借入金ということになるのであります。これはもう商法の

規定によつて適法に発行されておりますわけでありまして、これは預り金の對象とする必要はないということとで、預り金の對象から除いておきます。

その次は、「大蔵大臣は、業として預り金をしてゐる者があると認めるときは、その者の検査をする。」検査の結果、違反行為がある、今申上げたやうな預り金をしてゐるという違反行為があると認められた場合におきましては、その行為者に対して当該行為の停止を勧告することができ。やはりこの預り金といふことは一種の金融行為でありますから、金融行政を、担当しておきます大蔵省において、これらの法律に違反する行為があるという疑いがある場合におきましては、これを検査をして、やはり違反の行為をやめさして行くという行政上の態度をなすべきではないか、こういうのが政府内部における一致の意見でありますので、今申上げたやうに疑いのあるものについては検査をし得るということにいたしたいと考へておるのであります。

それからもう一つ、その預り金の禁止の条文等に關連いたしまして、社債募集の制限についての一つの法文を入れたいと考へております。その趣旨は「金銭の貸付を行うことを営業とする会社は、その業を行うにつき、法律に特別の定めのある者を除き、商法に規定する自己の会社の社債を募集してはならない。」具体的に申上げますと、金銭の貸付を行うことを営業とする会社であります。例えば貸金業者等が株式会社組織で貸金業を営んでおります場合において、それが預り金をしてはな

らんことはこれは当然であるが、預り金に代つて社債という形で貸付をいたしますための資金を集めるといふことが行われておるのであります。これが現在までの状況では相当弊害を起す虞れがありますので、貸金業を営んでおるものに限つて、その株式会社については社債を発行し、社債によつて自己の資金を調達することを禁ずるといふことを、この際はつきり立法してはどううかというのが、現在までの私のもの考へであります。

それから次は貸金業等の禁止及び貸金業等の取締に関する法律といふのが御承知のやうな経過でできたのであります。この法律の内容は大体大まかに申上げますと、一つは貸金業について届出の制度をとつておるのが一つ。それから貸金業者は預り金をしてはならない。自己資本で貸金業をやるならい、他人資本から、要するに借入金とか、実態は、名目は如何なるものであれ、実態上預金といふことをしてはならない、預金を取つてはならないといふのが第二点。それから実態的に弱者の保護に欠けるやうな反社会的な行為をとることはこれを取締つて参らなければならぬ、こういうのが第三点。大体そういうことを中心にした取締法であります。この届出制が作られた理由は、恐らくその当時は、これは届出の制度によつてこれらの貸金業の実態を把握することによつて、いろ／＼違反行為等を取締る便宜にいたしたいといふことがこの立法の理由であつたかと私は考へておるのであります。その後におきまして、却

つてこれが逆に利用されておる点がある。例えば届出制でありますのを、大蔵省の認可を得ておるといつたやうな印象を与えることによつて公衆に非常に信頼をさせる。その実、実際は私どもただ単なる届出の受理しかいたしておらんにもかかわらず、何か大蔵省が公認をしておるやうな印象を与えるといふことによつて、却つて社会公衆に悪い影響を及ぼしておるという事例が、非常に顯著に認められましたので、この際、そういう届出制といふことを中心とする貸金業等の取締の法律は廃止したいといふのがその次の点であります。

これに關連して、現在貸金業等の取締に関する法律の中に規定されておるいわゆる金融機関が貸付をいたしますことを禁止する規定がありますが、この規定はやはり存置をいたすことが必要であらうといふので、貸金業取締法の廃止に伴ひまして、その条文をそのまま生かしてこの新しい法律の中に取入れて参ります。

それからその次は高金利の処罰に關する規定であります。これは金銭の貸付を行う者が、金銭の貸付の利息について、日歩三十銭の限度を超える契約をし又はその限度を超える利息を受領したときは、相当重い制裁を、刑事罰を加へることによつてこれを禁止するやうにいたして参りたい、かように考へておるのであります。この点は、ただ、まだ各方面の意見の完全な一致を見ておりません。例えば日歩三十銭といふことでシーリングを引くことが一体いいか悪い。現在は御案内のやうに、これは事実上指導金利として、貸

発生してゐることしか考えられないかも知れんけれども、我々から知慧を絞れば、そういうことはできるのです。株を持つたら三倍融資しますと、こういう約束をして、事実借りる必要のないものがあるわけでしようから、そういうものには、今度は優待金は出さないが、その三倍借入れられる権利というものを欲しい人に優待金に相当する金額で売つてやると、こういうことで、實質上優待金と同じ経済効果をその株主に与えるという知慧が出て来るのですよ。それは一体どうして取纏り得るか、というのです。もうすでにそういう連中が言うておりますよ。

○森下政一君 小林さんの質問に関連して……。私、途中から入つて来ましたので、銀行局長の恐らく近く提案する法律案に對する御説明だつたと思うのですが、今度非常に長い間かかつて、河野局長としては、まあ非公式に、

個人的には法務省に何回も申入れをされた、いろいろ、法務省との間に意見の食い違いはあつたけれども、漸く法律案が出る、その出るものに我々の期待しておつたことは、現に株主相互金融なんというものは、数は一千社以上あるのだそうですが、本当にどうにか収支償うておるといふのは三社くらいだと春間伝えられておる。いわゆる千三つですね。ほかの大部分というものは、好いかげんなものだ。と、やはり株を買ふというのか、投資するというのか、月賦でだん／＼払込みをしておるといふようなものが、保全経済会の二の舞を踏んで、やがては非常な迷惑をかけるときに来るのではないかということを我々は恐れるので、今度の法律ができたら、ああいうものは一切禁

止されてしまふのだということを我々は期待しておつたのだが、そうではないのですか。だん／＼細くなつて営業が成り立たないであらうということを期待するくらいは法律なんですか。

○政府委員(河野通一君) 今的小林さんの御質問の点は、そこまで具体的にまだ実は検討が進んでおりませんが、で、少し検討させて置いてお答え申し上げます。

それから森下さんの御質問であります。これはたび／＼私から申上げておると思つてありますが、私どももこれは大蔵省だけではなしに、法務省も含めて、大體の見解をいたしましては、貸金業といふものは、これは本来自由営業である、これは誰にも迷惑をかけない筋合ひのものであるべきは、その点で、自分の金で貸金業を営んでおる限りにおいては……それが弱者に対して非常に暴利を取る、反社会的な暴利を取るといつたようなこととさへ自分で抑え、法令に違反するやうなこと、例えば預金を取つてはいけないといふことに違反して預金を取るといつたようなこととさへなければ、本来貸金業といふものは自由営業で構わないといふのが、私どもの基本的な考え方でありまして、その際に、只今お話のありましたやうな、株を募集するといふ形におきましても、それが詐欺そのものでありまじきけれども、一種の詐欺に近い、つまり本質と違つたやうなことを宣伝して出資者を募集するといふことによつて、出資に依じた人がさういふつもりではなかつたといつたやうなことになるのは、これは非常に害がある。従つてさういふ点だけ

をその出資者が出資をいたしますに當つて誤解を起さない、誤解を起させるというやうなことを禁止するといふ点だけで、これらの問題に対する対策としては十分である。かようなことが私どもの考え方でありまして、従いまして、自己資金で貸金業者が、株式会社であろうと、個人営業であろうと、自分の金で、正當に集めた自分の金で貸金業をやる限りにおいては、その限りにおいては、これを全部禁止する、徹頭徹尾禁止をいたして行くといふ必要は毛頭ないといふ考え方に立つておるのがあります。その中で、今申上げたやうな弊害のあるもの、つまり経済の実態或いは公衆でさういふ事情に余り詳しくない方々が、つい誇大宣伝とかさういつたことにひつかつて不測の損害を受けるといつたこととさへ禁止し、これを抑えて行くならば、それ以上に進んで株式会社組織である貸金業者を全部禁止するといつたところまで行く必要はないと、かやうに考えておるのであります。

○森下政一君 私はその点は、小林さんの言われる通りに、法務省なり大蔵省の今出て来たものに対する対策といふことよりは、業者のほうに於いて見たら、利害関係、自己の経済的な成立を左右する大きな問題なんだから、遙かに私は智慧はだん／＼先走つて来るのじやないかといふことを懸念するので、どんなことがあるのか言つて見ると言つても、私は今こうだとは言えないが、それなら更にお伺いして行きますが、千葉私案とか、株主相互金融を合法化するといふやうな案が衆議院の大蔵委員長によつて立案されて、大蔵委員会が公式か非公式かこれを討議し

た、研究したといふやうなことがあつたらしいのですが、若しあつたとしたら、その内容と、今度あなた方がお考えになることと、何か著るしく異つていることがありますかどうか、これを参考のために伺いたい。

○政府委員(河野通一君) いわゆる千葉私案と言つておられますものは、私、公式には実は提示を受けておりませんが、非公式にさう言われておりますものの法案の内容は一応拝見させて頂いておられます。これも大體私の御説明申上げましたところと大同小異であらうと思ひます。

ただ違ひます点は、例えば出資の制限等におきましても、千葉私案におきましては、たしか不特定多数の者からの出資の受入れは、株式会社組織、さういつた特に商法が積極的に認めておるもの以外の形で以て不特定多数の者から出資を集めてはいかんと、非常にものつとむといふ申しますか、さういふ案であつたかと私は記憶いたしております。

そのほかにつきましては大體同じやうな考え方でありまして、一番大きな相違は次に申上げます点であります。その他の点については大體私が申し上げましたやうな点とさう変りないやうに思ひます。一番大きな点は、今度の私どもの考えでは、いわゆる貸金業者、株式会社組織によつて行われておる貸金業者等につきましては、その制度を特に許可制にするとか、さういつたやうなことは何ら考えていない。むしろ更に逆の意味において、現在届出制になつておりましたものを届出制をやめようといふやうな方向に私どもは来ておる。ただその株式会社組織によつて

貸金業を営みます者が、その出資を集めます場合に、相手に對して非常に誤解を起させるといつたやうなことによつて社会に害を流す虞れのあります場合に、それを制限する、禁止をして行くといふことで行こうといふだけのことであります。これに對しては、いわゆる千葉私案と言つておられますものは、株式会社組織によつて行われております貸金業者に対して、これを許可制にしよう、許可制にして、その許可をされたものについては政府は十分なる監督をして行く、さうしてこれらのものが或る一定の限度においては、借入金といふ言葉も使われておりますが、要するに一種の預金を集め得るといふやうなことによつて、一種の小型の金融機関、受信業務を行うことのできる金融機関といふ形に格上げをした、言葉は非常に悪いのであります。格上げをしたいといふやうなことであります。例えばそれに対して資本金は最低幾らなければいかんとか、営業区域は幾果にまたがってはいかんと、一つの県の中に限らなければならんとか、さういつたやうな制限は、要するに或る一定の限度内において実質上預金と見做すべきものを扱ふやうにし、且つこれを許可制にして監督を厳重にして行く、さういふのが、千葉私案と私どもの今考えて御提案申上げたいと思ひます。法案との一番大きな差異でありまして、かやうに考えております。

○森下政一君 率直に申しまして、私の期待とはまるで違つた法律が出るといふことなんです。よく研究されても、うらいたいと思ひますけれども、ただもう一点言つておきたいのは、若し御用

意なさつておる法律が通つたらば、これは株主相互金融の各社については合法化達成で万々才だといふことになるのだと思つておるのです。現段階において株主相互金融といふものは害を流しておらないでしようか、どうでしょう。勿論、大蔵省は、非常に数が多くて、一々そんなものは監督はできないといふやうな御話も承つておりますが、実情は大體どうなんですか。誰も迷惑を蒙つておらんと解釈していいでしょうか。

○政府委員(河野通一君) 或いは法務省のほうからお答え願つたほうがいいかと思ひますが、私は、この数年來いわゆる株主相互金融の形で行われております貸金業者が、殊に去年の後半以降におきましては相当休業をした、或いは支払いをためておるといふやうなものが出て参りました。これらがその出資者たる加入者に対して相當な迷惑を及ぼしておることは事実であらうと思ひます。その限りにおきましては、これは株主相互金融の形態において行われております業者が多数の出資者に対して迷惑を及ぼしておるものがあるといふことは認めざるを得ないと思ひます。

○小林政夫君 私はさつき質問する前に断つたやうに、一応今銀行局長から、今度出そうとしておる、簡単に言へば取締法案についての説明があつたので、一応、銀行局がどうか、政府が予定しておる取締法案の内容を先ず固めて、それを明らかにして、それから今のやうな、森下委員のやうな大きな大局からの論議に進みたいと思ひますが、議事の進行についてさういふふうにお取計らいになることを希望します。

○委員長(大矢半次郎君) 小林委員に申上げておきますが、銀行局長の説明によつても案がまだ余り固まつていないようですから、余り細部に入つての検討はこの際少し後日に譲つて大局的な御説明を先に頂いたらと考へます。が、どうでしょう。

○小林政夫君 只今承つた点では、かねて銀行局長からいろいろこの委員会において言われておる、或いは政府内部の意見がまとまらないといふことは、法務省関係において契約自由の原則に抵触するといふような点から、なかなか銀行局としては、なんとか少くとも今言われたような構想の取締法規を作りたと思つておるのだけれども、その点においては意見が一致しないのだ、こういう説明がありました。が、私は余談になるけれども、委員会に於いては、まだ先があるかも知れないが、私が調べた範囲では、二十七年の二月七日から問題にしている。そういうようなときから問題にしているのかかわらず、そういうようなことで、何とか今のうちに考へます、相談して考へますといふことで、今日まで遷延された。而もまだ、今日でもまだ細目については案がまとまつてない、こういう状態なんです。一体どこが、今あの構想においてどこが問題なのか。私契約自由の原則などと、法務省側ではどういふ点を問題にされるのか、その点を法務省のほうから聞きたい。

○説明員(津田実君) 只今銀行局長から申上げたような次第であります。一番問題になつておられるのは、現在として残つておると考へられます問題は、やはり高金利の限度をどの点に

持つて行くかという点と、それから私契約の従来の慣行を如何にするかという点が大体問題になつておる主なる点でございます。あとは表現の問題といふような点は若干あるわけでございます。大体、案は殆んど固まつております。本日法制局と審議もしております。ただ併しなからこの際申上げなければならぬのは、かような法律は、非常に、一面申せば、一般的な取引の自由と申しますか、そういうものを制限する面も出て参るのであります。而も罰則を以て臨まなければ執行できないという点もありません。それから、もうあらゆる事柄全部罰則にかけるといふふうには持つて行くことは非常に窮屈になります。わけでありまして、非常に取引の自由、或いは一般の私法、民法、或いは商法の原則とマッチさせながら、而も不都合なものを取締るといふ法規を作ること、実際問題として技術上非常に困難を感じております。私どもの力の至らない点も無論あるわけでございますけれども、非常に時間がかかるのはその点の問題でありまして、取締り一方に傾けば非常に簡単にできるという面もありませんが、一面そのために自由な正当な業務或いは営業といふものが制限されては困るという点も考へなければならぬ。その点が非常に今日まで遅れた主なる理由だといふふうには考へております。

○小林政夫君 現在においては、今の金利の問題とか何とかという問題で話が残る。併し先ほど森下委員からも言われた大体今までの匿名組合方式による保全経済会のような、或いは株主相互金融とか、こういうようなものについて

て、これは私契約自由だといつても、日本の金融政策的に考へて、或いは経済政策的に考へて好ましくない形態であるといふ、好ましくない形態といふことについても議論があるかも知れませんが、金融眼のセンスを以て見れば、これは大衆が非常に過ちを犯すであらうといふことが予見されることについて、その予防線を張る、こういうことは当然のことであつて、そこにいろいろ立法技術上むづかしい点があるかも知れませんが、今日までこんな時間をおかけなければこんなものが立案できないほどむづかしいのじやないのじやないか。これほど輿論がやかましくなつて来て初めてあなた方は何とか相談をされて、これだけのものでも出すようになった。そういう点はどうか

○政府委員(河野通一君) 私ちよつとこの間の経緯を参考までに申上げておきます。去年の確か六月であります。か、この問題が衆議院の大蔵委員会に非常に議論されたのであります。その際、私が、今でも速記を見ればわかることではあります。六月中頃だつたと思ひますが、匿名組合方式で不特定多数の人から出資を集めるといふようなことを放つて置くからこういうこ

とになるのだ、従つてそれに対して何とか取締りをやるべきではなからうかという御意見が衆議院の大蔵委員会の一部の委員のかたから出ております。それに対して、私は個人の考えとして、解説論としては今どうにもなりません。ただ立法論としては、或いはこれらの点について、そういうことについて、何か取締るといふようなことが考へられんこともないのじやないかといふことを申しました。但しこれは法務省のほうの所管でありますから、よくそちらから伺つてもらいたい、こういうことを申上げたのは事実でございます。その後、法務省の担当のかたが大蔵委員会に出られていろいろ見解を述べられたようでありまして、そのとき、私あとで聞きましたのでありますが、質問されたかたの、質問の仕方

は、商法の匿名組合に関する規定を直して、例えば三十八人以上の出資者を匿名組合の形で出資を集めることを禁止する、例えば三十八人、四十人といふ言葉を使つてあるかどうか知りませんが、そういうようなことはできないかという御質問があつたと思ひます。それに対して法務省当局から、私はつきり覚えておりませんが、三十八人、四十人といふ、例えば三十八人といふことにしたら四十人はどうしていけないかというような問題もあるし、人数で制限することはなか／＼むづかしい。特に商法の規定が、匿名組合の規定といふものは、これは任意規定であるから、一つの基準を与えてゐる基準であるから、これを直すといふことは余り意味をなさないといいことで、今提案されておるような匿名組合の出資を抑えるといふ提案については賛成し

難いという、こういう御答弁があつたように私は記憶をいたしてしております。

その後、私、これは間接に聞いておるのであります。衆議院の大蔵委員会の一部の議員の方々が、私が御説明申上げたような趣意に基く一つの取締法といふものを議員立法で立案いたしたいといふような動きが確かにあつたように私は聞いておるのであります。その際、極く私は個人的な、私個人としての意見を聞かれたこともございします。それに対して私としても考へておることを申上げたこともありますが、そういうような関係で、法務省当局とされましても、恐らくそういう形で、議員立法という形でこれらの問題が提案せられ、又制定せられるのではないかと、一つの動きが、確か六月か七月にかけてだつたと思ひます。これは法務省は事実でございします。これは法務省が御承知のことだと思ひます。従つてそういう方向でこの法律が制定せられるといふことであれば、その上で又考へても、政府として又考へるべきことがあれば考へてもいいといふたような点もあつたんじゃないか。従つて法務省当局としての御意見は十分法務省当局から伺つて頂きたいと思ひますが、私の申上げた、先般の本委員会に於いて、今の匿名組合形式による出資者を制限する、こういうことに対する立法については、どうも商法を直して行くといふことについて消極的であつたといふことは、私、聞いております。こういうことを申上げた次第であります。

昭和二十九年二月十八日
【参議院】

なお私どものいわゆる個人的な考え
方としてのこれらの問題につきまして
は、法務省当局には数次に互つて御連
絡は申上げておりましたことは先般申
上げた通りであります。

○委員長（大矢半次郎君） 法務省側の御答弁を願います。

○政府委員(村上前一君) この保全経済会の問題につきまして、私、昨年の一月頃でございましたが、大分、商法上匿名組合というべきかどうかという点について大蔵省のかたから御相談を受けたことがございます。その当時、営業案内とか或いは出資申込書、出資証書というようなものを拝見しまして検討いたしましたのでありますが、匿

名組合と申しますのは、当事者の一方即ち匿名組合員が相手方のために出資をして、その営業から生ずる利益を分配することを契約するものであります。出資の対象となります事業は、法律的には、営業者が、つまり保全経済会が仮に匿名組合だといえますと、保全経済会と称する伊藤斗桶が或る事業の主体となり、それに投資をする者があるわけでありますが、経済的に見ますと、この匿名組合員という即ち出資者と営業者との間の関係は、その事業を共同して営む共同事業であるといふことが、この匿名組合契約の本質的な一つの要素であります。従いまして、又営業者は、営業年度ごとに損益を計算して、利益があればこれを匿名組合員に分配するということが匿名組合の本質となつてゐるのであります。従いまして、若し営業者と各出資者との間に経済的に共同事業と認むるべき実体がなく、又営業者が営業年度ごとに営業から生ずる利益を分配するとい

う觀念がないとすれば、これは商法に

いう匿名組合ではないということになるわけでありませう。当時拝見しました資料から判断いたしましたので、保全経済会と出資者との間の契約関係は商法の匿名組合ではないというふうに考えまして、さような意見を述べたことがあつたのであります。その点について私の意見はその後とも変わっておりません。そこで時期は或いは銀行局長の言われた時期であつたかどうか記憶いたしません。が、一部に、商法の匿名組合の規定が不備があるために保全経済会のようなものが跋扈するのじやないか、商法の規定の改正の必要があるのじやないかという意見があることは承知しておるのであります。が、私どもとしましては、現に問題となつております保全経済会等の状態は商法の匿名組合と見るべきでないというふうに考えられますのみならず、仮に匿名組合という名義を用いて、不特定多数人から金を集めるという行為だけを禁止いたしましたとしても、ほかの名義を用いてやはり同様のことをすれば、大衆に被害を及ぼし、社会に害毒を流すのでありますから、もつと包括的な立法が必要じやないかという意見を述べたことがあるのであります。その後、法務省の刑事局と大蔵省銀行局との間でいろいろ検討されました結果、先ほど銀行局長が述べられたような案が出て来たように承知しておるのであります。決して契約自由の原則を楯にとつて法務省が消極的であつたというわけではないのであります。

○小林政夫君 それは重大ですよ。あなたの方の説明を聞いてみると、国会の意図しておるところの末に囚われて、

例えは衆議院で先ほどおつしやつたような質疑があつたとしても、何も匿名組合員の人数を二十人、三十人ということが目的でない。今のここに法案が出ておるような不特定多数の人の受信行為というものについて、弊害が起るからとめよう、こういうのが趣旨なので、それを立法的にどう解決して法案化するかという、こういうことが問題なのでありますから、あれが匿名組合に該当するかしないかというようなことは問題がないので、むしろ我々の立場から言うならば、ああいうふうなことで金を集めて、そうして危なっかしい投資をするとか或いは貸付等をやることが問題なので、類似金融機関的な

もやる氣になつてやればこういう法案が練れる。我々のほうとしても、考えておれば、それほどまで考えておるならば、君らのほうで議員立法をすればいいじやないかという反論を受けるかも知れないけれども、質問すれば、何とか考えよう、政府部内で多少意見が折合わない、こういうような答弁で、我々提案されることを期待して、而もこれは相当執行面において問題があるので、やはり執行を担当するあなた方がいい智慧を出したほうがいいと、こういう考えで、法案の出ることを期待しておつたのであるけれども、今のようなことはとても遅れた理由にはなりませんよ。

○政府委員(村上前一君) 匿名組合であるかどうかという点について申し上げましたのは、只今大蔵省銀行局長からの御説明の中に、商法の匿名組合の規定の改正云々という点に触れておりましたので、この点についての経過を一言申し上げただけであります。私ども無論、不特定多数人からの受信業務、これを正規の銀行或いはその他、国の監督を受けないものが業としてやることについては取締の必要があるということとは、最初から考えております。所管の法務省刑事局、大蔵省銀行局とで、いろいろ技術的に問題がありますので、いろいろ検討して来た、かように聞いておるのであります。

○委員長(大矢半次郎君) 私からちよつと伺つておきますが、現行法の下で取調を嚴重にすれば弊害なしに行けるという見解で今までやつて来たのでありますか。それとも今度金てたような特別な取締法規が必要だというお考えがいつ頃から起つたのでありますか。

○説明員（津田実君） 昨年の三月であ

まする前までは内情はなか／＼わから
ないわけでございます。そういう次第
でございますので、直ちに手をつける
という、資料を得るために内偵は無論
いたしておたわけでございますが、
資料を得て先般手をつけたと、こうい
う形になるのであります。従いまし
て、先般得ました保全経済会につきま
しては、結局詐欺の資料として資料を
得たために、詐欺として事件を進行せ
しめたわけでございます。現在詐欺と
して起訴をいたしたわけでございます
す。併しながら、他の金融業法、或い
は商法違反の面があるかどうかとい
う点につきましては、勿論、捜査の進行
に従つて或る程度明らかになると思
いますけれども、詐欺といふことと銀行
法違反といふことはこれは相容れない
ことでございます。詐欺をするために
は、銀行類似行為、つまり経営行為を
営むといふことは全然ないわけござ
いますから、その意味において詐欺と
一応捜査面で認定いたします点から
は、もはや金融業法に触れるという点
はなくなつておると、こういうこと
になるわけでございます。そういうわけ
でございますので、当時から申ししま
しても金融業法違反の資料があれば直
ちに手をつけるということで参つたわけ
でございます。でありますから、今度
の立法をいたしますために、それでは
どういふことを目的にするかと申し
ますと、かようにいふ／＼法律家が集
まりまして議論しても、なか／＼これが
金融業法違反かどうかという結論が
つけにくいといふことをできるだけ避
けるために、言わば末端の捜査機構、ま
あ極端に申せば捜査でも、或る行為が
あれば直ちにこれはいけないといつて

捕まえられるという表示の面での違反
によつて、さういふ目的を有するもの
を萌芽のうちに刈り取るという方策を
立てざるを得ないという結果、今度の
只今銀行局長が説明いたしました案に
よりすれば、主として出資の面にお
きましては、表示行為を取締るとい
う形を以て臨んでおるわけございま
す。でありますから、実態はいろいろ
あとかたわかつた結果がこうであつた
から、なぜ取締りなかつたかとい
うことになるわけでありまして、
そのやつておる当時には勿論さうい
うことを全部秘匿しておるわけござ
いますから、なか／＼外部から手をつけ
にくいといふ問題になります。従いま
して、その表示行為で取締るとい
うことになれば、或る程度形式によつて取
締る可能性が出て参るわけでありま
す。その形式によつて取締りました結
果、実質がやはり違法なものであると
いうことがわかれば、勿論実質に入
つて取締り得ると、こういうことにな
るわけでございますが、その点を考え
まして、今度のまあ立法に進んでお
る、こういう次第でございます。

○委員長(大矢半次郎君) そりする
と、こういうふうな考へてよろしう
ございませうか。従来は内容がよくわ
からなかつたからして、特に立法の措置は
考へていなかった。今度詐欺で起訴し
ていろいろ調査した結果実態が明らか
になつたので、初めて取締法規を作る
必要を認めたと、こりいふに私ども
も解釈してよろしうございませうか。
○説明員(津田実君) 勿論今度の立法
は、結果的に申しますれば伊藤
半福の事件が推進になり、強い力を
たらしたということになる、かき言

得ると思ひます。併しながら少くとも
法務省の刑事面を担当いたしてお
る者からいたしますれば、先ほど銀
行局長が申しましたように、前から
さういふものについては表示行為で取締
る、たやすく申しますと語弊があり
ますが、表示行為によつて取締り得
るという立法が必要であるといふこと
は、この伊藤半福の事件が発覚いた
します前から考へておつたのであり
ました。より／＼勿論協議をいたして
おりました。その協議した回数、恐ら
く今から申しますと数十回に上つて
いると思ひますが、なか／＼如何に表
示を取締るか、表示を取締ると申し
ますと、これは端的に申しますと誘大
告といふことになるわけでありま
す。さうすると金融業法だけに誘大
告を取締るといふことはどうかと
いうような問題もいろいろ考へる向
きもございましたが、いろいろ一般
商品の誘大広告といふこともありま
して、さういふような判断の問題とか
いふような問題が出て参りました。さ
ういふ問題においていろいろなことを
議論いたしましたので、まあ今日ここ
に到達いたしましたわけでありませう
から、この伊藤半福の事件を契機とし
てかように考へたといふわけではな
いのであります。

○野溝勝君 一、二点お伺ひいたしま
す。
私は前の大蔵委員会におきまして、
特に金融問題、特に問題になつてお
りますところのいわゆる街の金融問題
について意見を述べたのであり
ます。たゞ／＼保全経済会が初めて問
題になつたのでございしますが、一
体、私は今まで質疑応答を聞いてい
るのでございしますが、誠に情ない
と思ひます。と申すのは、こりいふ
問題は前から私はわかつておると思
ひます。特に貸金業法におきまして
は、出制になつておる以上は、一応
届出であるから認可、許可といふこ
とは要らないと言へばそれまでで
ございしますが、一体この街の金融
機関に、取引を言ひましようか、契
約をしていけるの、不肖私も金を
借りたから契約をしていける一人
でございしますが、していける者
は大抵見るといふと庶民階級で
す。それで恩給或いはおやじの安
月給の額を少しずつ割いて持つて
おつた金を多くこれに吸ひ取られ
たといふ方が多いと思ひます。加
入されたといふ方が多いと思ひま
す。さういふ問題が、特に大きな
方々などにはこりいふ街の金融業
者と関係を持たんと十分取引は
できるのです。それだけに私は、
今何回／＼起つた問題に對しては
非常に何と言ひますが、いたく刺
戟を受けているのでございする
が、前々からこりいふことを案
するが、何となく取締りと言ひま
しうか。こりいふ問題を防ぐ方法
はないか。特に私は今日の金融機
関と言ひましようか、いわゆる銀
行等には我々庶民階級は殆んど
用がない。大体担保がなければ貸
してくれない。だから私は、こ
りいふ問題を起したの、こりい
ふのができたのは、一体誰の罪か
といふと、政府当局が野放しにし
たといふことが一つ、それから自
由放任をやつたことが一つ、それ
から今一つは、何といつても私は、
この街の、と言ひましようか、
いわゆる銀行、従来の銀行、これ

らに大きな問題があると思ひ
ます。特に銀行局長も御承知の
ごとく、この前に日本無尽会社
がありましたが、その無尽会社
といふのはそれまでの銀行
との間に問題があつた。これも
正規の金融機関に乗せなければ
いかんといつて心配をしたのが、
前の大蔵当局の銀行関係の諸
君であつたのですが、まあ
これは相互銀行になり、漸く軌
道に乗りました。次に、それ
とは少し内容も違つてありま
しうけれども、以上申したよう
に零細なる人々が関係を持つ
ておる。これで相当まあ今日
まで何年かの間、長い間、長
期に亘つてそれを認めて来たこ
とでありましようか、黙認を
して来たわけなんです。こりい
ふ関係にあつて、漸くいふ／＼
これがいろいろ問題があつて、
契約自由の原則といふような
ことから野放しにしておいたこ
とが、いろいろ問題を発生させ
まして、銀行当局初め法務局等
が心配をするようになった。併
し特に私は、前にもかようなこ
とを非常に言つたのですが、今
法務当局のような答弁ではな
かつたのです。今、委員長から
質問がありました通り、いつか
さういふことを一体考へたか
といふのです。が大蔵当局の
銀行当局のほうでは成るべく
さういふものには介入しない
といふ方針、法務当局のほう
はそれに対して数十回も心配
しておる。この間、政府当局
の間における本問題を中心に
する連携といふものが不徹底
であつたと言わざるを得ない
のです。併しそんなものは死
んだ子の年を数えても仕方
がない。そこで、取りあへず
匿名組合であらうとその他の
金融機関であらうと、今日
問題になつておることは事
実でございます。であります
から、私は

これが遅いと言え、当局がこの取締りについて何とか成案を得たいということで努力しておる点については、私は大賛成、これを野放しにするということとは私は絶対許すべきものではない。むしろ悪い点は悪いとして、私はそんなに一体庶民階級がそんな内容なぞ知つておるものでない。銀行の受付登録番号があれば、大蔵省のちやんと睨みのきいた機関だと思ふ。相互銀行にふさわしいような、信用組合にふさわしいような名が出てくるのです。これは、やはり目あき千人めくら千人と言いますが、私はやはりこういう問題については、特に庶民などの人々につきましては、失礼でございませうけれども、私はそんなに目あきの人ばかりではないと思ふ。そういう点につきましては、いわゆる政府の大官諸君が見るようなものではないのです。ですから、私はこういうことから非常に零細な人たちがいろいろの問題を起し、特に關係を深めておるのでございしますから、特に政府はこれは自由々々と言つてこれを放任するのではなく、或いは契約の自由の原則だからと言つてとんでもない法理論を引張り廻すのではなく、これだけの迷惑を起したこの事実ということは私は無視することはできない。こういうことに對しましては私は当然措置すべきものである。そこで前に申しました通り、私はこれを軌道に乗せるためにはいろいろの今政府当局は検討しておるようでございますが、一日も早くこの具体的な成案を示されるように切望いたします。そこで質問の点といたしまして、私はこの際、聞いておきたいということ、この金利の点、或いは出資の点、

或いは表示行為の点、こういうようなことを非常に重く考えておられるようでございますが、一体、私の聞く範圍では、法務当局は出資の表示行為に重点を置くと言われているのでございしますが、それならば私は金融取締りという点でなくて、誇大広告取締りという法律案でいいじやないかと思ふ。一体今回当局が立案されておる骨子と言いますか、取締りの骨子というものはどこに置かれておるか。こういう点についてこの際伺つておきたいと思ひます。

○説明員(津田実君) 出資の点についてお答え申し上げます。出資と申しましてもいろいろ形態があると思ふのでございします。つまり商法のほうの或いは民法に出ておりますものから考えましても、出資という言葉を使つておるのとはこの匿名組合にもございします。民法上の組合にもございします。株式会社等でも出資という言葉を使つておられます。そういう意味におきまして、出資というものの確実な法律上の概念というものは、その法律々々によつて違つておるもので、一律の概念というものはないのでないかというふうに考えますが、要しますに元本は還るといふことを考へないで、金を出して、協同の事業行為をして利益の分配にあずかる、こういうために出す金が出資というふうにおきましてはそういう形です。世の中におきましてはそういう形態は千差万別だと思ひます。そこで、そういう出資でありますれば、これは出資でありますよというところを皆の人に知つてもらつて出資を受けるというふうなよろしい、こういうふうな持つて行かなければ、不特定多数の人から出資をみな禁止するということに

なると非常に窮屈になつて、少くとも株式会社とかあるいはもの以外のものは他人から出資を仰いで事業ができないという虞れが出て来る。そこで表示行為と申しましたのは、要するに出資しても元本が還らない場合があるというところをはつきりしないという意味におきまして、逆の面から、元本が還るような印象を与えて出資を受けてはならない、こういうような形で取締りというところを考えた次第であります。そういうことを考えた次第であります。それといたさなければ一般に出資を禁止するということには到底できないこととあります。そういう考え方が、即ち表示に重きを置くということにしたのであります。出資を出資として理解せしめるなら投機をやりたい人は幾らでもやりなさい、それはそれでよろしいという考え方でございします。

○政府委員(河野通一君) 出資の問題についての表示という点につきましては、今総務課長から御答弁の通りであります。預り金の問題につきましては、これが出資について表示の面だけを取締るといふこととおのずから性質が違つて参ると思ひます。預り金につきましては、表示をするかしないかという問題でなく、実態的に預り金をするものについては、表示をするかしないかという問題でなく、実体的に預り金をする者については、これはすべて銀行とか、相互銀行或いは信用金庫、こういう正式な預金を受けることが認められておる機関以外のものは禁止して行くといいことで、実体によつてこれをやつて行くのが適當であらうと思ひます。出資と違ひます点は、出資につきましては、普通の出資ならこれは取締る必要はないと私は考えております。

それがいろいろ誤解を起させるような、そして社会に害を流す虞れのあつたような表示をすることによつて出資が募集され或いは受入れられるところに問題があるのでありますから、表示の点だけを取締つて行くことで十分である。こういう考え方でございします。

○小林政夫君 先だつての銀行局長の説明によると、保全経済会等に調査に行つたが、株主相互金融のほうは別として、投資業務を行つておるので、自分のほうとしては調査を断られたので、従つて実態はよくわからない、こういうこととあります。併しあなたの場合は、前の税法改正等の場合にもいろいろ何しましたか、少くとも徴税の面からはこれら類似金融機関の内容はわかつておるだらうと思ひます。従つて徴税当局は、これら類似金融機関に對して今日までどういう課税をしておられるか、又所得税法を改正して、匿名組合等の利益分配について源泉課税をする。こういう措置をした前後に互つて説明をしてもらいたい。

○説明員(忠佐市君) 株主相互金融形式によりますところの類似金融機関的な問題と匿名組合と称する形態の金融類似的な問題について、私どもが調査を始めましたのは、昭和二十七年の一、二月頃と記憶しております。その当時からいろいろ資料を集めました。これは所得税法なり法人税法なりに質問検査権というのがありますことは御承知の通りでございますが、それを一応頭の中におきまして、書類或いは口頭で質問をいたしまして、或る程度の実態というのを引き出しておりましたわけでありまして、そして二十七年の多分夏頃からであらうかと思ひま

すが、私どもの集めかけました資料、これはとても完全なものにはなかつた、参らなかつたのですが、或る程度の外形的な資料が集まりまして、これを大蔵部内或いは法務部内……徴税上納税者の秘密を洩らすということは、これは徴税の問題から申しまして、相当考慮すべき問題でありまして、それはよく心得ておりますが、問題の取扱ひ方といたしまして、徴税に必要な書類を、これは銀行局と法務省のほうに若干ずつ差上げてあつたと思ひます。従いまして一昨年当時頃の資料といたしましては、私どもが集め得る資料というものが相當の地位を占めておつたのではないかと私は考えております。そういう状況でございしますが、だん／＼と問題が困難になつて参りました、と申しますのは、株主相互金融の優待金について如何なる課税をするか。この点につきましまして、地方の国税庁、税務署等におきまして、優待金は實際の税法の執行の方針から申しますと、これは利益の配当である。株式の払戻金に比例するものではございませぬけれども、株式会社に利益があつた、その利益について不平等の配当をしておる、不平等の配当も即ち税法で考えれば配当である、こういう解釈であるべきはずである。こういう態度をとつておりましたが、それについていろいろと疑念を差挟む向きが出て参りまして、全般的に検討しようという情勢が出ておつたと思ひます。

それから匿名組合契約と称する形態の問題につきましては、出資配当というのをいたしておるわけですが、その出資配当金というのは、所得税法の上から言つて、どういう税法上の解釈を

すべきものであるか。匿名契約でござ

いますれば事業の利益の配当というこ
とになりますので、所得税法では事業
所得か或いは雑種所得かというよう
な問題に相成ります。或いは又預金類
ということになりますと、これは利子
所得という観点が出て参り、それで解
釈につきまして匿名契約と称するもの
の契約の実体についての確な判断を下
す必要があるという問題に当面いたし
まして、それが大抵解決をいたしまし
たのが二十八年の二月、三月になつて
からだと思ひます。なおその以前に、
株主相互金融につきましての優待金に
つきましては、これは利益配当として
課税すべきものである、こういう考え
方を一応きめて参りますし、それから
匿名契約と称するものにつきましての
問題は、これは利子所得ということに
は解釈しがたい。従つてその当時の税
法におきましては、源泉徴収は法律上
困難である。ところが事実上の問題と
いたしますと、匿名組合類似契約の機
関に加入しました投資者の住所、これ
は大抵町名くらいしか書いてありませ
んで、番地が書いてないのが大部分で
あります。中には匿名加盟というよう
なもので、あとから配当金を受けた者
の所在を突きとめることがこれは困難
であるということ、どうしても源泉
で相当の課税をする必要がございま

すので、所得税法に、匿名契約類似の契
約の配当について源泉徴収をするとい
う規定を入れるような方針がきまつた
わけでございます。それで二十八年の
初めに改正法律案が国会に提案になり
ましたわけでありましたが、これは解散
で成立いたしませんで、實際施行にな
りましたのが二十八年の八月七日、こ

ういう状況でございます。
大抵課税問題は、日時等ちよつと不
正確な点がありますが、大体そういう
経過で進んでおります。それから実際
上の調査の問題といたしまして、匿名
契約類似という問題で、保全経済会
これは先ほどお話し上げましたよう
に、昭和二十七年からいろいろと調査
に着手いたしましたのですが、実際本
格的な調査に入りましたのは昭和二十
八年の三月に入つてからと思ひます。
それでいろいろと苦心をいたしまし
て、材料を引出しております。大体は
その当時は保全経済会の帳簿は外部に
は殆んど出ておらなかったはずでござ
います。ところが、いろいろと徴税上の問題
の法規等についてもお話しをいたし
まして、或い程度の調査ができて参つ
たわけでございます。その結果を見ま
すと、不動産投資、それから証券投
資という問題がございまして、そのほ
かに又相当の資金を預金したとしてお
ります。預金の利子につきましては、保
全経済会で受取りましたものについ
て、源泉で利子所得に対する所得税が
差引かれておる。それから株式につい
て、配当を受取つた場合、配当につ

きまして若干源泉所得税を納めておる
のがございまして。ところが問題は、投
資いたしました不動産は、これは売却
いたしませんと、考えられるだけの値
上りだけでは課税できません建前にな
つておりますのと、それから有価証券
の売買、これは利益もありましたし、
損失もありまして、差引金額はそう大
した金額に上つておりません。ところが
一方において相当の人件費を必要と
しまして、それから相当の宣伝費を出して
おります、その人件費と宣伝広告費、

その合計が只今申上げました多少の収

入を全部食ひ込んで赤字になつてお
る、そういう関係でございまして、保
全経済会としての伊藤半福の事業所得
というものはマイナスになりまして、
課税の問題が起らない。こういうこと
で折角一生懸命調査させましたのです
けれども、担当いたしました調査官
は、骨を折ると言つては語弊がありま
すが、非常に骨を折りましたけれど
も、自分の、何と申しますか、働いた
結果が数字に現われて来ないというよ
うなことになつておるようございま
す。それから株主相互金融の関係でご
ざいます。これは着々調査を進めて
おります。全国に散在して多数ありま
すのですが、最近調査が済みましたの
は、昭和二十八年の七月から十二月ま
での間において六十九社ほど調査を済
ましたという報告を受けております。
この六十九社の中の調査の結果を申上
げますと、約半数が課税所得があり、
それからあと半数は欠損、こういう数
字になつておるようございまして。
で、中には、株主相互金融形態の株式
会社でございまして、先ほど三千三つと
いうお話もあつたようございまして
が、極く少数は相当堅実な業績を挙げ
ております。やうなものも私どもの手許
に参つております。この内容を見ます
と、資本金を急激に増資するといふ
その急激さが、なだらかな会社である
ようであります。それと同時に、その
株を今度は貸付金に廻してある、その
貸付金の率が相当多い、その貸付金に
対する受入収入利子、つまり融資が比
較的高率な収益を挙げている。それに
ついてやはり相当努力をしておるだろ
うと思ひますが、そういう会社であつ

て、而も集金費、人件費、募集費とい
うものが割合少い会社、これが収益を
挙げております。それから、これは只
今私の申上げた例は極めて稀な例でござ
いまして、そのほかで株主相互金融
形態で利益を挙げているのは、資
本金が比較的少くして増資といふことを
急激にやらないといふやうな小さな会
社、従いまして人件費とか募集費がか
からない、こういう形態にとどまつて
おります。これは、優待金といふのを利
益に計算する場合は、経営は赤字にな
らない。それを一歩踏み出して参
りますと、今度は人件費が嵩む、募集
費が嵩む、集金費が嵩むといふ関係
で、優待費が出せないで欠損だとい
ふやうな状態なのではないか。大体調
査いたしました結果、私どもの目に安
つた現象は大体そのように考えられた
次第であります。

○小林政夫君 保全経済会、これは固
有名詞でなしに、保全経済会類似の匿
名組合方式による投資等をやるものに
ついて、伊藤半福氏のやつておつた保
全経済会については赤字であるといふ
ことですが、そのほかの類似のものに
ついてはどうですか。

○説明員(忠佐市君) 私どもの手許に
その類似の形態のもの資料はまだ集
まつておりませんが、考えられます
ところは、まあ断片的な口頭の報告で
ございまして、さういふ席で申上げ
るのは不適当かと思ひますが、印象
として私どもの受けておりますのは、
やはり保全経済会、匿名契約形式のも
のにつきましては保全経済会と同じよ
うなことではないか。その理由といた
しましては、その投資先が、匿名組合
契約の形態によりますと貸付とい

ことができない。貸金業との関係がこ

ざいましてございまして、投資の範囲
が、例えば先ほど申上げました不動産
とか有価証券といふように限定いたさ
れます。従つて株主相互金融のほうは、
相当の高利率の貸付がございまして、
収益を挙げるといふ問題が出ておる
と思ひますけれども、匿名組合形態で
程度その投資のほうに限定を受けま
すと、これはなかなか特殊の異常経済
状態でも出て参りません限りは困難で
はないか。これは推測で甚だ恐縮で
すが、そういうふうな考へております。

○小林政夫君 その実際の施行は八月
七日からになつたと思ひますが、所得
税法を改正してあつたやうな源泉徴
収ができるということにいたしました
が、その利益分配まで規定をしない、きめ
る前と後においてどういふ違いがあつ
たか。きめた後において、あの利益分
配といふものは、まあ利益分配だから
それ／＼受けた者の課税である、こ
ういふふうにして扱われた、その中
に、特に例えはあの税法改正のとき
にも話がありましたが、住所が富士山
の頂上、西郷隆盛、こういうやうな連
中の課税は一体どうなつてゐるか。

○説明員(忠佐市君) 匿名組合形態の
分につきまして、配当所得として課税
した前と後の影響と申しますのは、
保全経済会につきましては、その当時
も一月二分の配当に切下げておつたわ
けでございまして。課税による影響と申
しますのは、私どもの確に結局損な
かつたと思つてございまして。課税が
始まりましてあと二カ月ほどを休業と
いうこととございまして、その影響は
結局推測することができないと思ひま

す。

それからもう一つの問題の出資者に対する課税の問題でございますが、昭和二十七年の二月頃から保全経済会の調査に参りまして、相当大口の分を書き抜きまして、或る程度苦労をして追いかけてみたことがございますが、結局は所在が判明いたしません。或いは小口の分は大体わかるかと思うのですが、大口の分はやはりわからぬから、従つてこれはせめて源泉徴収というところで平均的な課税を一応済ますという以外にはあるまいという考え方で、この前、法律の御審議をお願いしたわけであります。現在のことから前の八月の七日以前の配当金については追いかけてみようという問題が、例えば出て参るにいたしまして、これは極めて困難であると率直なところ申上げざるを得ないだらうと思つております。

○説明員(忠佐市君) 源泉徴収の方法が、もう少しやはり早く実行に移されるべきであつたといふことについて、私も甚だ申訳がないと思つております。それから、従ひまして、その分を代表者のほうから課税する方法がどうかという問題でございますが、実を申しますと、先ほど問題になりましたように、先ほど御説明申上げましたように収入とそれから支出を比較いたしましたみますと、それだけで赤字が出ておりました。その赤字の場合において、なお且つ利益配当という名目で配当金を出してある、こういう関係でございます。代表者に赤の上塗りを出して、支出金について、代表者に何らかの負担をさせるという事は、ちよつとこれは考慮を要する問題だ、実は現在になりましてですが、そう考へております。

○小林政夫君 それでは一応資料として、あなたのほう、この今の保全、類似金融機関に対する……類似金融機関という事は、匿名組合方式による投資業をやつていたのを含んで、株主相互金融、すつとあなたのほうの、徴税当局としての課税実績、課税状況のわかる資料、ただ名前を挙げては何ですか、A、B、Cでもいいのですから、そういうことで出して下さい。それから実際に調べてみたら配当どころじやない、本当はその業態自体が赤であるというふうな状態は、先ほどのお話しにもありました、銀行局等に対して関係当局はこういう状態なんだという報告をしたかしないか。

○説明員(忠佐市君) 課税実績の点につきましては前から資料の御要求等もあつまして、今整理いたしておりますから、できるだけ早くお手許に差上げたいと思つております。それから最後の、私も調査を大体終つてしまつたのは休業直後でございます、その休業直後の収入、支出のバランス、これは正式にまだ銀行局のほうには資料をお届けしてないというわけでございます。○小林政夫君 保全経済会については、そのうち知れませんが、あの類似金融機関の発生はあなたのほうでもすでに二十七年一月から調査に着手したといふので、少くとも二十六年度分の所得等についてはお調べになつた結果はもつと早くわかつていなければならぬ。あれだけ派手にどん／＼やつていて、調べた結果が税がかからぬやうな赤字であつたといふことにして、徹底的に調べてみるべきものなんだ。その調べた結果、すべてを通じてあの保全経済会の休業後まで一件も徴税当局の調査の結果が出なかつたのですか。

○説明員(忠佐市君) 匿名組合の契約の形態をとつておる分については、実は匿名組合契約であるか、或いはそれに対する何らかの別名匿名組合契約によらざる、或いはそれに類似した何らかの契約であるかという点を、実は突きとめたと思つておつたわけでありまして、それによりまして、配当金というものが出資者というもののに対してどういふ所得の形態になるかというやうなことを研究する必要もございまして、それから保全経済会ですと、伊藤斗福自身の所得についてそれが如何なる関係に置かれるかといふことを研究することになるはずであります。従つて、もう少しその事件の進展を待ちまして、性格をはつきりさせてから、課税上の調査の最終的結論を出したいといふので、実は現在のところは中間報告というように考へておりました。もう少し法律的性格というのを確かめましてから、只今問題になつております配当金、それから伊藤斗福についての、保全経済会としての事業の実態というもののについて解釈をはつきりさせたい、こういう考へております。○小林政夫君 私は保全経済会だけを言つてゐるのではないのですが、保全経済会類似のものもたくさんあるから、二十七年一月から着手されたならば、所得の状態はどうであるかといふことは少くとも調査はできてなければならぬ。それをどう課税するかといふことについては、いろいろ匿名組合であるとか、或いは法的に疑問があるかも知れんけれども、業の実態といふものは税務署で把握ができておるはずである。それはいつ頃把握ができたかといふことです。

○説明員(忠佐市君) 実は株主相互金融のほうにつきましては、相当件数が出ておつたわけでございますが、匿名組合類似の契約のほうは、報告がよく集まつておりませんが、実態を私どもの手につかんでおるのは、保全経済会一つと、あとの点につきましては、相当報告を急がしておりましたので、御報告申上げる程度まで整理が進んでおりませんので、これは近くの東京国税庁程度の分につきましては、至急資料を揃へまして、御報告さして頂きたい、こう考へております。○小林政夫君 銀行局長にお尋ねしますが、あなたは検査に行つて断わられた、それで、しよがないといふことで引つ込んだのか。税務署のほうで調べればわかるだらうといふので……少くともあれだけ問題になつておる保全、類似金融機関についての実態を把握すべく、今、私が国税庁に尋ねてゐるやうな資料要求等をされなかつたのですか。

○政府委員(河野通一君) 私どもが保全経済会等につきましてはいろいろ／＼関心を持ちましたのは、先般の委員会でも申上げましたように、果して一体、金融法規、金融行政上の対象として、相当私どもがこれに対して処置なり対策を講じなければならぬものであるかどうかといふことを資料にして差上げたといふ考へたわけでありまして、保全経済会のほうへ私どもの係が参りまして、たしか一昨年であつたと思つて、伊藤理事長に面会いたしまして、調べさせてくれといふことに対して、あなた方は検査はできません、保全経済会に対しては銀行局は検査はできませんといふことを向うから積極的に申し出たやうであります。差支えない範囲のことは一応は聞いて参つておりますが、そういうことで検査を断わられたといふことは事実であります。私どもは、その後、私どもの手に入る限りのいろいろ／＼な資料はできるだけ調査をいたしまして、それから国税庁当局とも折に触れていろいろ／＼共同的な、これらの問題に対する、何と申しますか、法律上の地位、関係等につきまして、は、より／＼打合せいたしましたことは事実です。併しこれは結局法務省も勿論御関係の非常に深い官庁であります、具体的に申上げますと、法務省及び私どものほう、それから国税庁、

この三者か四者が——法務省の中にも刑事局と民事局とあるのですが、長い間に互つて並行して検討して、そのためには当事者がたび／＼会談もいたしておられます。会談をいたしましたところ、お互いに持つておられます資料等は交換をいたしました。そういう具合を何度かやりました結果、たび／＼申上げておられますように、去年の三月、各省の關係当局の統一した意見というので、私から実は国会に御説明申上げたのであります。又その御説明を申上げるまでの過程においては、国税庁とも勿論十分に資料を持ち寄つて研究いたしておられます。

○小林政夫君 あつた三月にあなたが衆議院大蔵委員会で発表され、三日後でしたか、二日後でしたか、この委員会でも私の質疑に対してお答えになつた。そのときに、今の調査警察部長のような、所得はない、赤といふことはわかつておつたのですか。

○政府委員(河野通一君) 所得があつたかつかつたかといふことは、私は聞きませんでしたかどうか存じませんが、私としては実は余りその問題については関心がなかつたのであります。従つて、或いは聞きませんでしたかも知れませんが、はつきり記憶いたしておられません。

○小林政夫君 そういふことに関心がないといふことはおかしいので、少くともあれが金融機関であるか銀行局の所管であるかどうかといふことは、それは銀行局長としてはそうかも知れんけれども、一応金融類似機関として国会で問題にしておるのは、あれだけの高率の配当に類するもので約束をしてどん／＼金を集めておるといふことが問題なのであつて、それが實際

にはそういうふうな赤字であるにもかかわらず、自転車操業で、儲かつてもないのに利益分配しておる。こういうようなことについて、投資したい者は勝手に投資しろ、一応現行法では取締りの対象にはならない、ただ現行法に抵触しておれば取締るといふ声明に類する発表をするときに、その業の実態といふものについて把握しておらないといふことはおかしい。若しそういうことがわかつておれば、少くとも今のような方法は早急に請じなければならぬ。法務省のほうではその業態はわかつていなかったのですか。

○説明員(津田実君) 先ほど銀行局長が申しましたように、国税庁並びに銀行局、それから法務省が会合をいたしましたことは事実であります。経営の内容についてお話があつたかとも思いますが、私もどうもはつきり記憶をしておらないのです。併しながら、取締りの立場から申しますと、例えば或る会社が赤字を出しておるといふことは、仮に税務署から報告がございしても、まあそういう報告は税務署はしない建前でございますが、と申しますのは、行政機関と捜査機関と混同することは憲法三十八条の問題にもなります。これは特に連絡をとつてどうするといふことはいたしておられます。従いまして、そういうお話があつたようにも記憶するのではございませうけれども、併しながら、赤字が多く出しておる会社があるから、すぐそれは詐欺か何かやつていやしなやか、取込み詐欺をやつていやしなやかといふふうに見て行くことは、捜査機関といたしましては非常に困難であります。従いまして、捜査機関は捜査機関で、その

ルートにおきまして厳格に疑うに足る資料があれば発動すると、こういうことなのであります。税務署の会計上の見地から見た赤字といふようなものは、一つの資料であることは事実でございます。併し、捜査面においてそれが大きな資料になるというふうには直ちに考えにくいという状態でございます。

○小林政夫君 私は捜査とか何とかいふことを言つておるのではないのです。而もそれは、一営利会社を調べてみたら赤字だとか、これは何か経営者が使ひ込みをやつていやしなやか、不健全な経営をやつていやしなやかといふことは、こういうことはあなたの方の問題ではない。併し、一応あれだけの大宣伝をして不特定多数の者から、而も多くの無知な……甚だ失礼な言ひ方かも知れないが、大衆から金を集めて、而も三月に銀行局長からあれだけの声明をせざるを得ないような状態なんです。それには勿論、法務当局も關係をしてあれだけのことが言えるように銀行局長がなつたと思つてゐる。而もあれは自転車操業の影響であるといふことがわかつておるときに、何とかそこを大衆を誤らしめないようにする、これが政治です。泥棒をつかまえるのではなくて、泥棒が発生しないようにするのが政治なんです。行政機関だから、できたものをつかまへればいいといふものではないでしよう。ただ赤字があつたからといつて、そこですぐ対策は考へられない、これは一般的にはそれでしやう。併し、この問題についてはそういうことは考へられない。

○委員長(大矢半次郎君) 別に答弁ありませんね。

○平林太一君 ちよつと一、二お尋ねしておきたいのですが、庶民金融企業、いわゆる今回の保全経済会にいたしましたも、日曜にいたしましたも、いわゆる一つの企業なんです。いわゆる市中銀行の企業原則といふものが、信用を与えて信用を受ける、要するに信用を以て預金を吸収する、従つてその吸収した資金を以て信用を与える、信用を貸して行くといふことは、これは社会的通念としての市中銀行の基本原則だと思つてゐる。ところが、市中銀行のみによつては、いわゆる庶民金融といふものは、市中銀行の性格的からいたして、これが使命を達成し得ない。そういう必然の結果、庶民金融といふものは、いわゆる金貸業であるといふやうなことで、昔から依然としてこれは行われておる。従つて、この庶民金融といふものが、零細ないわゆる大衆といふものに対しては、非常に救済、或いはそれによつて大をなすといふやうな貢献の面も考へてやらなくちゃならぬと思つてゐる。従いまして、私はそういう見解からいたしまして、今度新らしい法律といふものは、その点を考慮しなければならぬと思つておられます。それが政治です。そこで庶民金融企業といふものの自由といふものに対して、今日はその企業の自由といふものを尊重した上に立つてやらなければならぬ。今日まで世上に上つておりますことは、ことごとく悪い面のみでございまして、さりとて、これをびつたりとめちやつたらどういふことになるか。庶民の金融といふものは全く求めるところがない結果に立ち至るといふことを憂へなければならぬ。従いまして、そういう根本からいたしますと、今度の庶民金融機関といふものが一朝にして壊滅崩壊したといふが、決してそれは一日にして壊滅崩壊したものであるのではない。その原因といふものがあるわけなんです。ですから、そういうことに對して法務当局は定めし御調査をなされておることと思つて、どういふわけでこれが壊滅したか。最大の原因として挙げられるものが幾つかあります。又、中小の原因として挙げられるものがありましよう。そういうものを、私のほうにも見解がございしますが、そういうことをお調べになつたことがあつたら、ちよつと参考までに伺つておきたい。

○説明員(津田実君) 法務当局と申しますのは、私は刑事の面から申上げるわけですが、刑事の面でもございまして、先ほど申上げましたように、檢察庁において犯罪の疑いがあるといふ事件について調査をするわけでございます。一、一般人の信用調査とか業態の調査とかいふのは、常識として或る程度は研究するといふ程度にしかありません。そのほかに特別の検査権を持つておるわけではございません。法務省といたしましては、勿論檢察庁ではございませうけれども、法務省といたしましては勿論検査権も何も持つておりませうので、いろいろな情報或いは資料によりまして内容を検討するといふ程度に過ぎないといふことになるわけでございます。従いまして、どういふことが今度のかよ

うな結果になつたかという点につきましては、どこにそれかや根本的な原因があるかという事は、的確に申し上げかねるという事になるわけでございますが、やはり株主相互金融にいたしましても、匿名組合方式にいたしましても、合法違法すれ／＼の線を通つておるといふようなことが考えられるわけでありまして、従ひまして、合法違法すれ／＼の線を通つておるといふ面は無理があるという事になるわけ、その無理が重なる結果、かような結果になつたという事が、抽象的に言ひ得るに過ぎないのであります、あとは一般の経済事情等も影響しておることは間違いないであらうといふふうに考へておる程度でございます。

○平林太一君 今の御答弁を伺ひまして、その御職務柄、専門に属して御答弁であると思ひますが、そこで今度新しく法律を作るに當りましては、もつぱら法律省が何か取締の当事者として、そうしてその新たな法律の主体となるといふようなことが今日臆測されておりますが、そういう点はどうのようにお考へになつておられますか。

○説明員(津田実君) かような事業と申しますか、やり方の抑制、或いはよい方面に育成して行くといふような問題につきましては、これはもとよりいろ／＼な施策が総合されなければならぬといふふうに考へておる次第でございますが、併しながら悪い面を切るという事になれば、やはり最後には罰則に持つてゆくといふことにならざるを得ないのです。ところが今日は悪い面が出たから、その面を追つかけて

いるのは手遅れじやないかという御議論、もとよりでございますが、一応將來も或る程度予測いたしまして、考へ得る面、悪い面の現われるようなものは、少くともこの際の立法に盛り込まうといふ考へ方で進んでおるわけでございます。従ひまして、悪い面を切るという事が直ちに罰則ということになるわけでございますから、従つて、將來法律省といたしましては、検査庁によりましてかような面を取締らなければならぬ。その意味におきまして、いまは刑罰法規の立法の所管省といふことなんでございまして、詳細を申し上げれば、今度出すことを予定いたしておりますところの法律は、先ほども銀行局長が申しましたように、法律省と大蔵省との共管で、内容につきましては、預り金の面は大蔵省が主として担当し、それから出資金等につきましては法律省のほう為主として担当する、こういうことで共同作業ということになつておる次第であります。

○平林太一君 それで今極めて筋の通つた御答弁を伺つたわけですが、一つ、こういうことは、こういう事態によつて壊滅、崩壊したといふことで、これをこの機会においてただに責むることのみを急にしては私にはならないと思ふ。そうすると、やはり角を矯めんとして牛を殺すといふことになりまして、その点については、今度こういうふうな事態になつたといふ原因がどこにあつたかといふことは、本日それを御答弁を伺わなくてもよろしいと思ひますが、非常にその点は法律当局としては深い御思慮を払つてやつて頂きたいと思ふのです。実はこういう案は、

法律省と大蔵省が合作でやるといううなことは、これは恐らく偶然のことなんです。金融に關することですから当然大蔵省が立案して、そうしてその立案に對して法律省のいわゆる司法的取締、社会秩序の上からそれに対する意見を盛り込んでゆくといふことが、常識的に我々が考へられる問題です。ですから、そういうことについて一つ考慮を十分払われて、そういう点、行き過ぎにならないようにするのと……、私が申上げておることは、庶民金融といふものが非常に厳しくなつて、全然影をひそめてしまふといふうなことになる、容易ならん事態が出て来る。それならばやはり世の中で金融を受ける者はそれだけの特別な階級にしか属さないといふことに相成るわけなんです。庶民金融といふものは、今度は資金を集めたといふことで、そのほうは非常に厳しく糾弾されております。併し全然それが貸付をしない……、そういう立場じやないのではありません。貸付をしたほうにも相當の利益がある。それで私御参考までに申上げて御意見を伺ひたいといふのは、今度壊滅したといふ事態に對しての最大の原因といふものがどこにあるかといふことは、これは私から申しますれば、大蔵省でもない、国税庁でもない、法律省でもないのです。どこにあるか。新聞紙上で極めて膨大な政治献金といふものがその主体をなしておるわけ、政治献金といふものが主体をなしておるといふと、それでは政治献金を……いざにしても一つの企業ですから、そんな膨大な何千万とか或いは億に達する、一億、二億といふような金を誰もみずから神社仏

閣にお賽銭を上げるといううなことでこれはやつた行為ではないのです。何らかのここに一つの誘導がある、最も平和に申上げますれば……。それからもう一步進んで申上げますと、誘導ではない。一つの要請があつた、要求があつたわけ、その要求、要請に對して、やはり庶民の企業としての弱さから、つまりそれを出さざるを得なくなつたといふ事態も、私は見逃がしてはならないと思ふのです。そうすると、どうなるか。一つの企業でそういう膨大なものが要求されて、その弱い庶民の立場において、一つの圧力によつてそれを出してしまふということになると、我々皆々として努力勤勉しておる事業形態といふものは、これは自暴自棄にならざるを得ない。自暴自棄になると同時に、そういう膨大な強制、強圧力に對して、いわゆる一つの信頼をするとか、それから常識では判断のできないうな、つまりその力に對する大きな献金をしたといふこと、それによつて一切の良心的なことが麻痺してしまふ、そういうことが今度の庶民金融機関の崩壊の最大原因であるといふことを、これは全部とは私は申しませんが、言わなくちやなりません。特にすでに新聞紙上に発表せられておられます事実から見ますれば、政権担当下の政党が、最も強大なところのいわゆる庶民金融からの献金を受けておる。現在衆議院においては、当年の幹事長であつた広川弘禪であるとか、或いは池田勇人、こういううなものが、もや／＼しておる。どういふ事態であつたか、こういうことにな

る。そうすれば、今度こういうものが潰れたといふことは、私はそういう面をも一つ考慮して、必要以上の何かその企業に對する不信用の行為を以て今度の法律を作つてはならぬと思ひます。恐らく今度これを以て、政党なりそれ／＼のそういう力を持つておる一つの団体が、かような需索する資金を集めたその企業に對して、一つの力を、威圧を加えるなんといふことは根絶したいと思ひます。今後は恐らくこれはないと思ひます。又これはあつてはならないと思ひます。そうすると、これは一つの企業主の、つまり企業経営者の人柄とか能力によりまして立派に経営ができて行くところに、経営者もよし、又それを利用する人もよいといふところに、いわゆる社会機構全体の中になつてはならない一つの存在といふものがそこに成立して、そしてそれ／＼所を得るといふ行き方があり得ると思ふのです。ですから、私は多くを申上げませんが、十分にこういうことを御考慮になられて、今度の法律に對しましては一つ十分にして頂きたい。法律を作つて見ても、實際はそういうものを根絶するのではないと稱しておつても、考へ方によりまして、その作る法律といふものが事実の上においてはこういうものがあつてしまふといふような事態になるといふことにも相成りますから、その点は十分にお考へ願ひたい。監督關係におきましての大蔵省、或いは政治關係におきましてはそれ／＼政治的に、一つの金融だけではありませぬ。他にもこういううな形態のもの、類似のものは、金融面でない他にもたくさんあるのでございまして、

そういうことを一つ御考慮を願いたいと思ひます。私の質疑は本日は終ります。が、このようにつきましては法務当局としてはどういふふうにお考えになりますか、先刻から私は、どこに原因があつたか、今度潰滅崩壊した、これは名を指してはいけません、伊藤斗福にしても或いは日殖の何がしにしても、そういうふうなところの原因の中にそういうものを全然御考慮に入れておらないのですから、ただその会社自体が濫費し、みずから墓穴を掘るやうな事態をしたのかどうかということなんです。併しそのことは、なぜかと申しますと、資金を投じたものがそれによつてこのやうな非常な損害なり非常に大きな怪我をしたわけなんですから、実際においてはそういうものが育成させしめておられますけれども、そういうことの難を逃れたのであります。併し、このやうなことを私は本当に物事の裏を非常に考え心配するわけなんです。そういうことについての御私見がありますか。御私見で結構なんです。

○説明員(津田実君) 今度のこれらの金融機関のいろ／＼問題を起してあります原因が、結果的に見れば、只今仰せになりましたやうなことが原因をなしていったといふことも考え得るかと思ひます。併し、併しながらかやはり企業を営むものといつたしましては、その個人々々の責任において営むわけでございます。従ひまして、それは大きな社会的と申しますか、原因の一つであるといふふうには考えておるのでございませうけれども、併しなからまあ端的に申しますれば、それじや企業会社は寄附なんていうことは一切

できないか、神社の寄附もできないかといふやうなことを、我々法律家といひましては、百円の寄附も一円の寄附も十萬円の寄附も、一応寄附の面という面であつて行かなければならぬといふやうなこともございませうので、なか／＼問題としては非常にむずかしいといふやうに考えております。が、要するに、正当な企業といふものに制限を加えないで悪い面だけ切ること、如何に法律上の技術を使うかといふ面が、今度の立法の一番難点になつた点は、先ほども申し上げておる通りでございますが、重ねてこの際申し上げたいといふやうに考えるわけでありまして、正当な企業と申しますか、初めから納得の上で出資をされたり金を集めたりするといふ面については、これは投機をなさるかたもたくさんあるのであります。併し、これは止むを得ないです。併し、無知に或る程度乗じて何らかの保証があるやうに見せるということを中心として押えて行かう、このやうのがこの出資関係についての考え方になつております。

○成瀬權治君 まだほかにあるやうです、時間も来ておるやうですから、簡単に一、二お伺ひしたいと思ひますが、先ほど小林委員などの発言を聞いておられますと、二十七年の二月七日のときに、もうすでにこのやうな問題を大蔵委員会が指摘しておるわけですか。何とかしなくちやいかんじやないか、それから二年たつたわけですか。そのうしてこのやうな結果になつた。被害者がどのくらいおるか分かりませんが、新聞の報ずるところによると數十万人ではないか、この報じておるわけ

す。大災害です。これを事前に防ぐ努力といふものが、銀行局なり或いは大蔵省と申しますか、或いは法務省でなされておつたかどうか。今までいふ／＼と各委員の質問に対して答へられたのを聞いておまして、一向私はなされていなかつたやうな気がするわけなんです。若しここで、このやうな努力をして見た、併し、このやうな難点があつたといふことは、私もよくわかりませうが、一方このやうなものをびしりとめてしまへば庶民金融は、すんとなくなつてしまひますから、或いは私的契約をその押えてはいかんと、このやうなわけがあります。併し、今、このやうな多くの人に害を与へたといふことは事実なんです。若しここでこのやうな努力をした、どうしてでもそこで行かなかつたのだ、或いは一方においてこのやうな努力をしたが、できなかったのだ、そのやうな努力があつたら一つこのやうな方から述べて頂きたいと思ひます。それが一つです。

○政府委員(河野通一君) 昭和二十七年、もうつと通りますか、二十六年の暮からこれらの問題が国会で非常に議論されたことは事実であります。当時私もこの議論について国会からの御指摘を受けまして、鋭意これらの問題に対する我々の態度を検討いたしました。非常に弁解になるやうで恐縮ですが、非常にむずかしい法律問題でありまして、非常に紙一重のやうな法律問題を含んでおります。殊に保全経済会等がやつて参つておりますい

ゆる匿名組合方式によつて受入れておる出資の受入れ方が、金融法規に禁じておりますところの預金に一体なるのかならないのかといふことは、非常にむずかしい問題であつたのであります。先ず私どもは、立法の問題に入りまして、現行法の解釈として、現行法の見地からこれらの問題に対してどういふ態度をとるべきかといふ点に、我々の務めを集中いたしましたのであります。その間、通つて考えますれば、約一年以上これらの問題について、法務省、その時は法務府でありましたが、法務府と私どものほうと、これらの問題の法律的な解釈といふ点について、長い間、実は議論をいたして参つたのであります。何をそんなに議論しておつたかといふお叱りを受けることは甚だ私ども残念でありますけれども、実は決して怠けておつたわけではございません。たゞ／＼これらの議論を聞かした末、現行法の解釈といふ観点からいひますならば、この問題についてはこのやういふふうに考えるべきであるといふ意見が実は出たのが去年の三月であります。三月の結論については私どもから国会に御報告申し上げました。ところがその結論を出しまして、その結論自体は実は簡単にして極く常識的な結論であります。その結論を出します前に実は一年以上かかつておる非常にむずかしい法律問題が多々ありまして、ために遅れたのであります。三月四日に私から衆議院の大蔵委員会御説明申し上げました中にも、當時いろいろこれらの形態のものを立法化、法制化すべしといふ議論がたび／＼出ておりました。これらの問題について

も、一体法制化すべきかどうかといふ点を、長い間、実は議論いたして参つておるのであります。これも私どもはそういう意味の法制化はいたすべきでないといふ結論に到達したことを併せてそのとき申し上げておいたのであります。ところがその後やはり問題がそれだけでは実は解決いたしておりません。私どもは、その当時、これらの問題に対する関係者としてせい一杯なことは私としては申上げておるのであります。と言ふのは、これらの形態によつて出資をされるというかたは、これは決して預金者ではありません。預金者ではありませんから、あなた方は預金者と思つて入つておられるならこれは間違ひだ。決して預金者に与えられやうな保護は与えられませうぞ。言葉は非常に悪いが、いつもおつしやいますように、ボロ会社の株を持つたその結果、元も子もなくなるかも知れない。併し、それがやはりその場合においてこれは政府がけしからんといふことになるかどうか。私はその場合に、ボロ会社の株を持つたといふことは、やはり自己責任の原則が働く部面ではないか。少し例は違ひけれども、大体それと同じやうな考え方で出資をしてるのであつて、決して預金者ではありません。従つてそれの方々は出資であるといふことを、事業会社の株を持つていふのと大差はないのだといふことをはつきり頭に置いて頂きたい。このやうなことを私どもが声を大にして申し上げるの、その当時における私どものいわば警告として申上げる最大限度であつたのであります。これはまあどういふやうに公衆のかたがお聞き取り願

つたか。それは言葉が余り端的でありませんから、びんと来なかつたというように、その当時はそういう形で私どもはこの問題を処理して行くよりほかはないという結論に到達したのであります。その後、事態がだん／＼進んで参りました。先ほども申し上げたように、去年の夏頃から、六、七月頃からは、これら業態についてのいろいろな噂が耳に入つて来ました。これらの問題について、今申し上げたような去年の三月に私どもが態度を決定したままに放置して置いていかどうか。或いは更にどういつた非常な社会に害を及ぼす虞れのあるような取扱い方というものを何かやはり制限する必要があるのじやないかということを、六月以来だん／＼私どもは非公式には検討して参つたのであります。それが十分にこれらの問題についての見解が政府内部において積極的に醸成するところまで来ておりませんで、その間に、先ほどから申し上げたように、或いは衆議院の大蔵委員会のほうの委員の一部の方々が議員立法によつてこれらの問題の法案を起草したいという御意見もあつたりいたしまして、そういう経過を経ておりますうちに、十月に入りまして、保全経済会の休業というふうなことが起つたのであります。この休業が起りましたのちにおきまして、この立法化の問題が急激に進みましたことは事実であります。それまでも私どもは決して実は立法の問題を考えたかゝつたわけではない。考へて参つておりましたが、その結論を得るといふ、立法をする結論を得るまでに実は政府としては至つていなかった。その

辺について、大体怠慢であるとか或いは仕事のやり方が非常にのろいというお叱りは甘受しなければならぬかと思ひますが、私どもとしては、できるだけそういう点について関心を持ちながら研究を進めて参つたのでありますけれども、これらの結論が出るのが實際問題として遅れたということについては、事實を申し上げておる次第であります。○説明員(津田実君) 只今銀行局長が申しましたような経過は全く事實であります。その立法化が遅れたと申しますが、ということについてお叱りを甘受しなければならぬということを銀行局長は申し上げましたが、これは私ども法律を扱つておる者の弁解というふうにお聞きとり願ひかも知れんと思ひますが、純粋な法律論の上からこの問題を考へてみると、非常に問題が多い。恐らく不日提案になると思ひます。法案を先ほど銀行局長から説明申し上げますが、あれを御覧下さいまして、それから高金利が出て来る、それから預り金が出て来る、社債のこと、それから別に証券取引法など、とても複雑にできている。これだけの規定を網羅しないと、とにかく一応の取締りができないというところなのであります。従ひまして、それを全部系統的に集めまして、それでは、なか／＼容易ならぬことではございますが、殊に法律も、刑事面から見ます場合と、民事面から見ます場合と、或いはそれを行政面から見ます場合と、非常に見方が違ふ場合もあります。そういう点で、刑事局、民事局、銀行局、或いは理財局という、大きく言えば四つの局にまたがるそれ／＼が

それ／＼の立場においていろいろ意見を持つておりますので、それらを総合調整いたしまして一つの条文に作り上げるまでには、これはそう一カ月や二カ月で、でき上るべきものではないと、私どもは確信いたしております。まあ今後出ます法案はいろいろ御審議を願つて、いろいろ欠点があるかと思ひますが、私どもとしては、これは自由な企業の制限をせず、弊害の起る面を切る、こういうことを目的として考へたり、少くとも持ち合せる知識はことごとく絞つてでき上つたもので、従ひまして、かような日時が経過したといふことも、私ども法律の面から見ますれば必ずしも長いとは思ひません。こういうふうな考へておる次第であります。弁解がましくはございますが、そういう考へで、今でもその点は、はつきり申上げることができると思ひます。○小林政夫君 先ほどから私は意見を言つてゐるが、その答弁では満足できない。大臣にいつ連絡されましたか。内閣の問題にいつなつたのだ。銀行局長は大蔵委員会ではかなり締められてゐるが、そういうことをするに當つて、一体この類似金融の問題について、内閣へどう、大臣に対していつ頃報告しましたか。内閣では検討したのか。○政府委員(河野通一君) 大蔵省関係につきましては私からお答えいたします。昨年三月、私から御説明申し上げましたこれらの問題に対する対策は、逐次大蔵大臣にこれは報告いたしまして、大蔵大臣の了承を得て問題を取扱つております。のみならず、単なる幹

事会において形式的にこの問題を報告したのじやありません。相当の時間をかけてこの問題についてディスカッションをしたのであります。その後における立法化の問題、今こゝで問題になつておりますような意味の立法化の問題、これらにつきましても、私は随時各国会における空気を大蔵大臣には報告いたしております。私はいろいろ機会に、私の私見として、去年の秋以来この立法化について私の私見を申し上げておつたのです。私見と申したのは、実は私どもの所管ではないという考へを私は持つておりますので、私の私見と申上げておるの、この実態については常に大蔵大臣にも報告し、大蔵大臣の同意を得てやつてゐるのであります。○小林政夫君 法務省のほうから……○説明員(津田実君) 只今銀行局長が申上げましたように、大臣に報告してゐるということになつておりますが、大蔵省とかやうな問題について立法について意見を聞かむというところは、日時は、はつきり覚えておりませんが、恐らく考へますと今銀行局長が申しましたとは同時だと思ひます。これは無論大臣のほうにお話をしてございまして、その後、事は細かい立法技術の問題になるわけでございます。そういう立法をする方向について進んでおることについては大臣の御了承でやるわけです。従ひまして立法技術の個々の点について一々報告いたしてございせんが、第何案かできることにこれは大臣の目には入れるようにいたしております。○土田国太郎君 銀行局長にちよつとお伺ひいたしたいのですが、今までの

御説明で御苦心のところもよく私ばかりまして、御同情も申上げたくないのであります。先ほど来の立法についての御指示があつたのですが、その中で私お伺ひいたしたのは、例の貸付利子で、今のは、池田さん時代でございまして、日歩五十銭といふように記憶しておるのですが、この日歩の五十銭といふことが非常に金融面を攪乱する。又投資者もそういうものには釣られるとか、或いは借りるほうも釣られるという面はたくさんあつたのだらうと思ひます。今度は、それで日歩をおきめになる基準です。どういふところを基準として日歩を御決定に相成るのか。そのお氣持を、材料をお伺ひしたい。それから、私考へますのに、我々は銀行から一割の利子で大体使つております。それさえもなか／＼事業がうまく行かぬのに、三十銭、五十銭の日歩を、而もそれが庶民の階級が借入れて事業の成立つはずは絶対にこれはない。然るところ五十銭の日歩という標準を大蔵省が作られたところに端を発して、こういうような、何といひますか、庶民の膏血を搾る金融機関も生れて来たのではないかと、どういふふうにも考へられます。この金利の設定といふのは、私があなたの方のような専門家に對して申し上げる必要もないのでございしますが、先ず私の考へといたしましては、国家の財政の状態、それから国民の経済状態、それから金融の現状といふようなものを勘案して、初めて金利といふものの標準を作り、而もそれが国民がその金利を以て事業をなし得るか否

かに重点を置かなければならぬと思ふのであります。今の五十銭の基準は、或いは三十銭にされても、まだ私は庶民階級の事業というものは成り立たぬといふふうに私は考へておりました。御承知の造船の金利が七分五厘が高いといふので、三分五厘にまで引下げるとなると日本の現状であつて、而もあれは大資本を有しながらあつたやうな状態だ。一方は更に無財産に等しいやうな庶民階級がさういふ高い金利を使うといふところに、大きな仕事の上に欠陥があるのじやないか、こゝろ考へますので、その点、金利の問題についてどういふやうな方法に立案されるか。私の希望としては、一般庶民が事業の成り立ち得るやうな金利に立案してもらいたいといふことを要望して、銀行局長の御意見を伺いたいと思ふのであります。

○政府委員(河野通一君) 先ずお断わりをいたしておきたいのであります。が、こゝで高金利に対して刑事罰を以て臨むといふことにはいたしたいと思へておる高金利、この金利の基準といふものは、国内の普通の意味における金融上の金利体系の中に入つて来る問題と少し違ふ観点から私も考へております。いわば反社会的と申しますか、要するに一種の社会悪としての金利と考へておるのであります。そこまでの金利はよろしいといふことになつて適當な金利であるといふことは刑罰上の制裁を以て臨まなければならぬほどの社会悪であるといふたやうな見解に立つておるのであります。然らば、今、先ほども御説明いたしましたやうに、一応日歩三十銭といふことを

主にして考へておりますが、これはもう少し実は研究をしなければならぬと思つております。この三十銭はどこから出て来たのかといふことでございまして、今申上げましたやうなことを前提にいたしますならば、例えば一般の正規の金融機関の、銀行が出してゐる金利が、商業手形であれば二銭一厘であるとか、或いは普通の短期金融ならば二銭三厘であるとか、買手であるならば一銭九厘であるとか、さういつたふろの計算が出来るやうな数字からいへば、これは如何にも高い、これは如何にも禁止しなければならぬといふたやうなところ、いわば非常に言葉が悪いのであります。腰だめの出で来る限度であらうと思ふのであります。従つて幾ら／＼のやうな計算の数理的根拠に基いて三十銭といふものが出て来るといふことはなか／＼申上げかねる。強いて言へば、日歩三十銭前後といふことは月利にして大体一割弱、年利にして十割ちよつととまあいつたやうなところでありまして、一年で大体元本程度のもので取るものは如何にもこれは高いといふ一つの常識論から出発して又差支えない金利じやないかと思ふのであります。これが金利体系の中に入つて来る金利でありますならば、さういふ常識論で金利をきめるといふことは許されぬ。併し／＼した罰則を以て臨む、いわゆる社会悪としての金利は、それを、私も余り専門家ではありませぬけれども、やはりいわば自然犯的な社会悪といつたやうなところはあつたから常識できまつて来るのじやないかと私は考へ

ております。現在いわゆる指導金利として貸金業者が出してゐる金利を日歩五十銭で抑へてゐるのでございまして、併し法律上別に五十銭とも何とも書いてございませぬ。これはむしろ刑事局のほうから御説明願つたらいいかと思ふのであります。一種の指導金利でありましてさういふことになつておるのでございまして、貸金業者が屈出をする場合に、その屈出を私どもが受理する場合に、法律違反の虞れがあるやうな場合は受理してはいかん、その他若干の条件があらうが、さういふふらなもので以外には受理すべしといふことになつております。受理しなければならぬわけではございませぬ。然るにこの高金利で非常に高い場合には、これは今ございまして物価統制令といふのがございまして、あの八条ですか、はつきり条文は覚えておりませんが、暴利、不当高価を禁止する規定、その暴利、不当高価に一体該当するかどうかといふことが法令違反の疑いがあるかどうかといふことで問題になるわけですが、私どもはその際に、この屈出を受理いたします場合に、この物価統制令何条かのその規定に違反する虞れがあるかないかといふ点を考へて、それが大体違反するところまで来ないかどうかといふところで、私どもはこの金利を認め受理いたします。その金利が大体日歩五十銭程度ならば、刑事当局といたされまして、先ず／＼何と申しますか、物価統制令第八条かの不当高価、暴利には当然に當るとはいへないといふふやうなことが、内部的に御決定になつておるやうであります。それを私どもも採用いたしまして、日歩五十銭以下ならば物価統制令違反になるやうな

虞れはない、それ自体としては実は出て来ないといふことで、法令違反といふことは先ずなからうといふことで、五十銭までなら屈出を交付する、さういふ持つて廻つたやうなことで、まあ五十銭という指導金利が出て参つておるわけでありまして、非常におわかりにくかつたと思ひますが、さういふことでまあ五十銭といふことが出ておりますが、その後この五十銭といふものは如何にも高い、経済が現在のやうに正常化して来る時代に、今お話のやうに一律五十銭も出して事業が成り立つたといふたやうな議論もありまして、この五十銭の指導金利の、指導金利のシーリングといふものはできるだけ下げて行くべきではないかといふことを、私どもはかね／＼考へて参つたのであります。たゞ／＼この法律を制定いたすに當りまして、現在の貸金業者の実際の金利を見ますと、大体三十銭から三十五銭くらい、まあ大部分それ以下の金利のやうになつております。さういつた実情等も考へて見ますならば、他方、五十銭といふものが非常に高いといふことも、これも覆うことのできない事実であらうと思ひますので、その辺を勘案いたしまして、まあ三十銭程度でいいのではないかと、さういふ結論に実はなつたわけでありまして、尤もこれは冒頭にお断わり申上げましたやうに、三十銭がいいのか、或いは三十五銭がいいのか、或いは二十五銭がいいのかといふ点につきましては、更に部内においてもさういふ意見がございまして、もう少し検討いたしたいと考へておる次第でございまして、

○土田國太郎君 今の銀行局長の御説明では、つまり社会悪のために五十銭といふ高い標準に持つて来て、あえて五十銭を容認している意味ではないといふことなんだが、悪徳業者がその言点を完全に今度の仕事なんかを見てゐると突いてゐるわけですか。三十銭とか三十五銭とか四十銭といふ日歩で貸しておるわけなんだが、さういふと、あなたの方の精神をその盲点を突く悪徳金融業者はうまく利用したやうな恰好になつておるんだが、私の考え方としては、数少ない金融業者の犯罪を助けてやるためにさういふことをするかのごとく一面からとられても仕方がないことではあります。一方、一方の借りる立場の人のことは、今、成瀬君の申されましたやうに、何十万といふ人が被害を受けておる。一方の不正金融機関はまあ何千だか何百だか存じませんが、被害者に比べては非常に少い人間なんです。さういふ少い人間の罪惡を防止してやるがために無辜の庶民の何万人といふものがさういふ災害を蒙りやすいやうなふうになるといふことは、これは政治としてとるべきものではないといふやうに私は考へられます。どうか大蔵省におきまして、法務省におきまして、多数庶民階級の生活状態、又どうしたならば生活がいくらかでも楽に得るかといふところを考へてもらふなければ私はこれは困ると思ふ。貸金業者の法律にひつかからぬ程度の罰則案されたのでは、それは一般民衆は非常な迷惑な話なんです。その点を考へる場所をもう少し民衆のほうに頭をずらして、さうして最高のところはなるべく低くして、なるべく事業の成り立つやうに、今度の大蔵省の

立案はうまく一つ大衆の利益のために私はやつてもらいたいということを要望いたしました、質問を打切ります。

○松永義雄君　ちようど月一割五分の
話が出ましたからお尋ねしたいのです
けれども、僕は警視庁が月一割五分でい
いという記事を新聞に載せたにはびつ
くりした。それ以来、月一、月二とか言
つて、何だか世の中の経済が一にもな
る二にもなるような印象を与えた。これ
がもう今度の問題の一つの大きな原因
じゃないかと、私はそう思つておる。お
前はものを知らんから、そういう目に
会うんだ、こう言つてしまえば、それま
でけれども、先ほど来あなたの言葉
の中に、ものを知らなふ人もあるのだ。

そういつた人が多い世の中に、何だか世の中の経済力が一割にもなるし一割五分にもなるといったような印象を与えたことが、世間で、月一、月一と、こころいつた言葉がはやつて来て、我々の耳にも入つて来る。そんなにまで利息が払つてもらえるか、その影響力というものは大きかつたんじゃないかという感じがするのです。只今のは金を集めるほうがそれを利用してその盲点を突いたというのですが、出資する側の心境というものも考えて、そうしてあなたの方で、まあそういうものをきめる場合には相当注意してお決めになつてもらいたい。それには相当説明がついていなければならぬ。説明なくして、相手が知らないから、それだからお前が馬鹿を見たのは当り前だ、こう言つてしまつて、何ら行政上の説明をしないでおいたということが、それが今日のこの大きな問題が起きた又原因の一つでないかというふうに僕は考える。警視庁の態度は怪しからんと思つておる。そ

ういうふうに政府がいいというふうに決まつたというのならやむを得ないです。

それから法務省のほうに一つお尋ねしたいのですが、捜査ですね、これはまあ昨日か詐欺罪で起訴せられた。それには人権の蹂躪にもなつてはいけなない、或いは、或いは諸般の事情を考慮した、或いは表示行為といえますか、そういう点を考慮した結果、ようやく得た結論の結果、起訴されたというふうに、私としては考えられますが、先ほど成瀬委員も話をされた昭和二十七年のお正月に銀行局長が二十六年の暮から研究しておつたといいますが、御承知の通り、起訴すればその人を罰するばかりでなく、防衛行為になる、犯罪を再び民衆をして犯さしめないようにする大きな目的があることは、何も私が申上げるまでもないと思います。この点について、大蔵省とか、なれどもつと早く何とか対策を講じなかつたという責任を若し追及することができたら、法務省においてもつと何とかならなかつたものか。併しどうも表示行為がはつきりしてないものだから、何しろ人を縛ることだから、だから慎重な態度をとつた、こう言われれば、それも尤もなんです、ところが、こうした問題は終戦後にのみ起きたことではないので、歴史をあとへ戻して行けば、第一次欧州戦争においても、今の合法化した投資信託と同じような犯罪が、出て来て、そうして御厄介になつたことは、これは記録を見ればはつきりわかつておるのです。一体、捜査の上にならぬか。表示行為を一体どの点まで徹底して起訴するに至つたかというこ

とが、ここで聞いていいのか、裁判所に聞くことかということになりますけれども、何らかここに捜査の上に欠陥があつたのじやないかというふうに考えられるのですけれども、そういうこととは思ひ当つたことはいないですか。

○説明員(津田実君) かような金融關係の事犯につきまして、只今持ち合わせておる数字といたしましては、昭和二十八年つまり昨年(一九五五年)の一月一日から今年の一月二十日までの全国集計でございますがこれによりますと七百八十二人を檢査いたしておるのであります。その種別といたしましては、株主相互金融が二百五十八という様な数を筆頭に、いろいろあるわけでございますが、匿名組合もありますし、それからまあ投資という様な、何かわけのわからない、或いは物品割賦販売という様な形のもの、こういうふう

に、取締についてはその端緒を得られ

ますることに捜査をやっております。

それから昭和二十七年以降、二十六年もあつたかと思ひますが、全国の經濟係或いは財政係檢事の会合が年に二回程度ございますが、その際にもしばしば、金融事件については十分査察内偵を怠らずに、違反の見つかつたものを直ちに檢査を行うようにという指令を出しております。従ひまして、先ほども申し上げましたように、端緒が得られますれば必ず取扱つておるわけなのであります。併しなから、違法のすれすれの線を合法の側において行なつて、而もその内容を取得しておるというもののにつきましては、なか／＼これは、かかりにくいのでございます。それじや何かほかの方法でやればいいじやないかという考え方もあるようでござい

ますが、捜査はやはり本来の目的に拘つてそれ／＼の手段を使わなければならない。ほかの軽微な犯罪を種にして大きな犯罪を引出すという方式は、訴訟法の建前としては許されていない。

徒いまして、なか／＼端緒を得ることが困難であるということはある。これは若干弁解がましくなるのであります。結局かような金融関係の問題につきましては、只今御指摘のように、いろいろ何とか式とか或いはソーカイ事件、こういうものが全国に波のように高くなつたり低くなつたりして大なり小なりあるのでございます。併しなから、それがいつも或る程度大きくなつてから問題になるのじやないか、こういうことが言われるのでございますが、これはなか／＼むずかしいところでございまして、少し合法の線で事業を進めた場合、それを直ちに刑事手続に訴えて強行すれば必ず潰れるのです。直ちに潰してもなお且つ刑事面において有効であるというふうに考えて、非常に誣捏が薄くても取締つてよろしいかという問題になりますと、これはなか／＼踏み切れない問題があるのでございます。殊に、刑事訴訟法が改正されましたから後は、かような捜査の端緒が相当確実でなければ手を着けることが困難になっております。そういうようなことからして、やはり結果的には常に誤まつていたのじやないかという批判を受けざるを得ないことになるのであります。少くとも法務省或いは檢察当局としては、先ほど申しました会合等を利用してしば／＼言つておるのでありまして、できる限りの努力は払つたと思つておる次第でございします。現にまあ大きいものでは、

少いのでありますが、七百八十二人を昨年中に検査いたしておるわけでありつたというわけではないのでございませう。

○松永義雄君 私、質問を終わりたいと思うのですが、第一線の捜査機関というものがこうした知能犯的なものに對して十分の能力を欠いているのではないかという感じがするのですが、それを調整するにはどうしたらいいかという、これはいろいろ方法があるのではないですが、どうもそういうような感じがする。余り暴露的なことを言つてもしょうがありませんが、それで、いづれ造船問題について法務省のかたにお尋ねしたいのですが、過日大蔵省にお尋ねすると、それは運輸省に聞いてくれと、こういうのですが、リベートとはどういうことですか。何も犯罪だとかそういうことでないのです。リベートとは一体どういう意味か、定義ですね。一つ勉強しておいてもいい。いろいろな関連もあるのですから、それを一つお願いしておきます。

○成瀬幡治君 それを文書で書いてもらいたい。

○松永義雄君 文書でも論文でもいいですが……。

○成瀬幡治君 早く願います。

○小林政夫君 これは簡単な問題ですが、金利の問題で前から問題になっておる明治十年太政官布告第六十六号の利息制限法、これはどうするのですか。

○政府委員(村上朝一君) 先ほど銀行局長の説明いたしました預り金の禁止等に関する法律案の中に、高金利の罰則の規定が入るわけでございますが、

それと関連いたしまして太政官布告の現行利息制限法、これの改正を検討いたしております。改正案の内容等については、只今関係各省と打合せ中で、まだ案がまとまっております。成案を得ましたならばお示ししたいと、かように考えております。

○小林政夫君 それは今度の法案と一緒に解決するのですか。それとは切り離して解決するのですか。

○政府委員(村上朝一君) 今度刑罰法規のほうと関連いたしまして、成るべくこの国会に同時に出したいと考えておりますけれども、いろいろこのほうも問題がたくさんありますために、或いは幾らか時期がずれるかも知れません。極力内容について検討中でありま

す。

○委員長(大矢半次郎君) 本日はこれを以て散会いたします。

午後五時八分散会

二月十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、日本銀行券預入令等を廃止する法律案

一、当せん金附証票法の一部を改正する法律案

日本銀行券預入令等を廃止する法律案

日本銀行券預入令等を廃止する法律

左に掲げる法令は、廃止する。

一 日本銀行券預入令(昭和二十一年勅令第八十四号)

二 日本銀行券預入令の特例の件(昭和二十一年勅令第九十号)

三 旧日本銀行券の未回収発行残

高に相当する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律(昭和二十二年法律第八十三号)

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月以内で政令で定める日から施行する。

2 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十年九月二十四日以後に本邦(当該政令で定める地域を除く)に到着した者(以下「引揚者」という)が引揚の際に携した旧日本銀行券(旧日本銀行券預入令第一条の規定により強制通用の効力を失つた日本銀行券をいう。以下同じ。)で左の各号に掲げるものについては、当該引揚者又はその相続人は、当該各号に掲げる期間内に、日本銀行に対し、これを次項の規定により新日本銀行券(引換の際に通用する日本銀行券をいう。以下同じ。)と引き換えることを請求することができる。

一 旧外国為替管理法(昭和十六年法律第八十三号)、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件(昭和二十年勅令第五百七十八号)、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令(昭和二十四年政令第九十九号)若しくは外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)又はこれらに基く命令の規定により携帯輸入が認められなかつたため税関に寄託されていた旧日本銀行券、その返還を

受けた日から三月以内(この法律の施行前に返還を受けている場合には、この法律の施行の日から三月以内)

二 昭和二十八年九月一日以後この法律の施行の日から二月を経過した日以前に本邦に到着した引揚者が引揚の際に携した旧日本銀行券、この法律の施行の日から三月以内

三 この法律の施行の日から二月を経過した日以後に本邦に到着した引揚者が引揚の際に携した旧日本銀行券、本邦に到着した日から一月以内

3 前項の規定により引換を請求することができる新日本銀行券の金額は、引揚者一人につき、左の各号に掲げる金額とする。

一 旧日本銀行券の券面金額の合計額が五万円以下であるときは、旧日本銀行券の券面金額一円に對し一円の割合で計算した金額

二 旧日本銀行券の券面金額の合計額が五万円をこえるときは、五万円につき前号の規定により計算した金額と、五万円をこえる金額につき旧日本銀行券の券面金額一円に對し七十銭の割合で計算した金額との合計額。但し、当該合計額が二十万円をこえるときは、二十万円とし、一円未満の端数を生じたときは、一円として計算する。

4 第二項の規定により旧日本銀行券の引換を請求しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、自己又はその被相続人が引揚

者であり、且つ、その引揚の際当該旧日本銀行券を携帯したことを立証しなければならない。

5 日本銀行は、第二項の規定による引換の請求があつたときは、直ちに旧日本銀行券と引き換えに第三項に規定する金額の新日本銀行券を交付しなければならない。

6 左の各号に掲げる旧日本銀行券については、その還付を受けた者その他の政令で定める所持者は、政令で定める期間内に、日本銀行に對し、これを新日本銀行券と引き換えることを請求することができる。

一 刑事事件について差し押えられ、又は領置されていたことその他の政令で定めるやむを得ない事由により、この法律の施行前に旧日本銀行券預入令第二条の規定により預金、貯金又は金銭信託とすることができなかつた旧日本銀行券

二 旧日本銀行券預入令の特例の件第一条第一項に規定する証紙をばり付けた旧日本銀行券で、昭和二十一年十月三十一日以前に刑事事件について差し押えられ、又は領置され、この法律の施行の日以前から起算して二週間前の日以後に還付され、又は國に歸属したもの

7 第三項及び第五項の規定は、前項の規定による引換について準用する。

8 政令で定める金融機関は、政令で定めるところにより、日本銀行に代り、この附則の規定による旧日本銀行券の引換の事務の一部を取り扱うものとする。

9 日本銀行は、特別の勘定を設け、旧日本銀行券の発行高に相当する金額のうち、この法律の施行の際旧日本銀行券預入令第五条第二項に規定する勘定に属する金額を、政令で定めるところにより、区分整理しなければならない。

10 日本銀行は、前項に規定する特別の勘定に属する金額のうち政令で定める金額を、政令で定めるところにより、國に納付しなければならない。

11 日本銀行が前項の規定に基づき第九項に規定する特別の勘定に属する金額の一部を國に納付した場合において、日本銀行が旧日本銀行券預入令第二条第二項の規定により昭和二十一年四月一日以後旧日本銀行券で預入を受けた金額と第五項(第七項において準用する場合を含む。)の規定により交付した新日本銀行券の金額との合計額が、昭和二十一年三月三十一日における旧日本銀行券の発行高に相当する金額から日本銀行が同令第五条第三項又は前項の規定に基づき國に納付した金額の合計額を控除した金額をこえるときは、政府は、政令で定めるところにより、その超過額に相当する金額を日本銀行に交付しなければならない。

12 前二項に定めるものの外、第九項に規定する特別の勘定に属する金額に相当する日本銀行の財産の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

13 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律（昭和二十八年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「所持するもの」の下に「及び昭和二十八年九月二十四日から昭和二十八年八月三十一日までとの間に旧外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制度又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第九十九号）若しくは外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）又はこれらに基く命令の規定により輸入が認められなかつたため税関に寄託されていたもの」を加える。

附則第三項中「所持するもの」の下に「及び昭和二十八年九月二十四日から昭和二十八年八月三十一日までとの間に旧外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制度又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第九十九号）若しくは外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）又はこれらに基く命令の規定により輸入が認められなかつたため税関に寄託されていたもの」を加える。

附則第三項中「所持するもの」の下に「及び昭和二十八年九月二十四日から昭和二十八年八月三十一日までとの間に旧外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制度又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第九十九号）若しくは外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）又はこれらに基く命令の規定により輸入が認められなかつたため税関に寄託されていたもの」を加える。

附則第三項中「所持するもの」の下に「及び昭和二十八年九月二十四日から昭和二十八年八月三十一日までとの間に旧外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制度又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第九十九号）若しくは外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）又はこれらに基く命令の規定により輸入が認められなかつたため税関に寄託されていたもの」を加える。

附則第三項中「所持するもの」の下に「及び昭和二十八年九月二十四日から昭和二十八年八月三十一日までとの間に旧外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制度又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第九十九号）若しくは外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）又はこれらに基く命令の規定により輸入が認められなかつたため税関に寄託されていたもの」を加える。

附則第三項中「所持するもの」の下に「及び昭和二十八年九月二十四日から昭和二十八年八月三十一日までとの間に旧外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制度又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第九十九号）若しくは外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）又はこれらに基く命令の規定により輸入が認められなかつたため税関に寄託されていたもの」を加える。

附則第三項中「所持するもの」の下に「及び昭和二十八年九月二十四日から昭和二十八年八月三十一日までとの間に旧外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制度又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第九十九号）若しくは外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）又はこれらに基く命令の規定により輸入が認められなかつたため税関に寄託されていたもの」を加える。

附則第三項中「所持するもの」の下に「及び昭和二十八年九月二十四日から昭和二十八年八月三十一日までとの間に旧外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制度又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第九十九号）若しくは外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）又はこれらに基く命令の規定により輸入が認められなかつたため税関に寄託されていたもの」を加える。

附則第三項中「所持するもの」の下に「及び昭和二十八年九月二十四日から昭和二十八年八月三十一日までとの間に旧外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制度又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第九十九号）若しくは外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）又はこれらに基く命令の規定により輸入が認められなかつたため税関に寄託されていたもの」を加える。

附則第三項中「所持するもの」の下に「及び昭和二十八年九月二十四日から昭和二十八年八月三十一日までとの間に旧外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制度又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第九十九号）若しくは外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）又はこれらに基く命令の規定により輸入が認められなかつたため税関に寄託されていたもの」を加える。

昭和二十九年二月二十七日印刷

昭和二十九年三月一日発行

第七條第一項中「大蔵大臣は、第三條の規定により発売する当せん金附証券につき、」を「都道府県知事又は特定市の市長は、当せん金附証券の発売につき、第四條第一項の規定により許可を受けたときは、」に改める。

第八條を次のように改める。
第八條 削除
第十一條第二項中「政府、」を削る。

第十六條中「政府又は都道府県若しくは」を「都道府県又は」に、「大蔵大臣又は当該都道府県知事若しくは」を「当該都道府県知事又は」に、「政府又は当該都道府県若しくは」を「当該都道府県又は」に改める。

第十七條第一項及び第二項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「都道府県知事又は」に改める。

附則
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

この法律の施行前に政府が発売した当せん金附証券についての再交付、当せん金品の支払、時効、当せん金品の非課税、受託銀行の経理及び納付金並びに報告並びに受託銀行に対する検査については、なお従前の例による。

この法律の施行前に政府が発売した当せん金附証券についてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第十四号を削る。

二月十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案
二、財政法第四十二條の特例に関する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案
国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「百七十五億円」を「百九十五億円」に改める。

第十條第二項中「八人」を「九人」に改め、同條第三項第一号を次のように改める。
一 大蔵省銀行局及び中小企業庁を代表する者各一人

附則
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

財政法第四十二條の特例に関する法律案
財政法第四十二條の特例に関する法律案
昭和二十七年一一般会計予算における安全保障諸費及び連合国財産補償費の経費の金額で、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四條の三第一項の規定に基づき昭和二十八年度に繰り越されたもののうち、当該年度内に支出を終らなかつたものは、同法第四十二

条但書の規定によるものの外、昭和二十九年度に繰り越して使用することが出来る。
2 財政法第四十三條の規定は、前項の規定による繰越について準用する。この場合において、同條第一項の規定による承認の手続については、同法第十四條の三第一項の規定による繰越に関する手続の例による。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

参議院事務局